

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（広瀬文典君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、13番 衣斐弘修君、1番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長（広瀬文典君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく3点にわたってお尋ねをいたします。

まず第1点目、竹中半兵衛と直木賞作家について、第2点目、観光行政について、3番目、国民健康保険の税率引き上げについてであります。

それでは、まず第1点目、竹中半兵衛と直木賞作家について。

竹中半兵衛は我が郷土の武将であり、また直木賞作家というのは、先日、1月に直木賞を受賞されました垂井町出身の朝井リョウさんのことでございます。

視察等で行ったときに、我が町を紹介するときに、垂井町は関ヶ原合戦で有名な関ヶ原町の隣の町、そして戦国の時代に軍師として活躍しました竹中半兵衛重治ゆかりの地であります。そして、竹中氏陣屋跡で銅像を見ることができます。これは、ホームページを開くと必ずその銅像が出てまいりますが、そのように紹介しますと、全国どこへ行きましても、九州へ行きましても北海道へ行きましても、垂井町はそういうところかなということを知っていただけるわけです。

織田氏の家臣でありました羽柴秀吉、後の豊臣秀吉の参謀として活躍し、黒田官兵衛とともに両兵衛、両方とも「兵衛」とつきますので両兵衛、または二兵衛と称された有名な人物であります。

新年度のNHKの大河ドラマが「軍師官兵衛」、黒田官兵衛というように決まったというふうなことで、郷土の武将、竹中半兵衛も登場することは間違いのないと言われております。

過去においても、いろいろテレビ等で取り上げられたり、大河ドラマに竹中半兵衛が登場した折には、その影響で一時的に垂井町に来訪者といいますが、観光客といいますが、そういった動きが見られ、大変歓迎される場所ではありますが、しかしそういったテレビ放映等が終わりますと、一時のブームで終わってしまいまして、観光客と来訪者がぷつりと途絶えていっ

てしまったように思うわけであります。

また、話は変わりますが、朝井リョウさんにつきましては、1月16日、垂井町出身ということで新聞等に取り上げられました。直木賞を受賞されました。まことにおめでとうございます。

戦後最年少の平成生まれの直木賞作家として全国的な話題を呼んでいます。これを機に、垂井町、その名を全国に発信し、知らしめる、垂井町発展の起爆剤とする絶好のチャンス、そのように考えております。

そこで、第1点目をお尋ねいたします。

竹中半兵衛と直木賞作家につきましては、今後、垂井町としてどのように対応していくおつもりであるかを尋ねるものであります。

第2点目、これに関連していくわけでありますが、以前、町長は観光協会長であられました。それが、平成23年4月から観光協会長を交代され、その交代に当たり、町長から、行政も協会をしっかりとバックアップしてまいります。今後とも協会、町行政が一体となって、本町の観光発展に取り組んでいくとあり、平成25年度の施政方針にも住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組むとあります。

そこで、以下お尋ねいたします。

1つ、町としての観光の狙いは何か。2つ、垂井町の3大スポットはどこか。また、何か。3つ、観光客誘致の方策はどのようなことか。4つ目、垂井の観光をもっと盛り上げる具体的な方策を。以上、お尋ねするものであります。

大きなテーマとしまして3番目、国民健康保険の税率引き上げについてであります。

垂井町は新年度徴収分から国民健康保険の税率引き上げのため、条例改正をいたします。これにより、国保の被保険者の平均で1人当たり年間1万4,648円の負担増となります。

平成25年度施政方針に、国民健康保険につきましては、健全財政を堅持するため税率を改定し、引き上げをお願いしますとありますが、税率を引き上げてつじつま合わせすること自体、健全財政であるとは言えないと思います。税率を上げないこと自体、健全財政と言えるのではないかと思います。

新年度から税率が引き上げられますが、垂井町の65歳以上の人口の割合は県内23位というふうに新聞で発表されました。特に県下では中ぐらいといいますが、高齢者が多いというわけではないのに、どうして国民健康保険税は県下で6位の高さであるのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

1つ目、町の1人当たりの医療費は、県平均1人当たりの医療費よりどれだけ高いのか。特に、なぜ高いのか。2つ目、今後、向こう3年間、税率の引き上げはないのか、その見通しは。3つ目、運営協議会が行われておりますが、運営協議会における医療機関代表との医療費が伸びる原因の究明、そういったものの結果はどのようになっているかをお尋ねいたします。4つ目、医療制度、医療内容、医療機関が聖域になっていないか。もっと踏み込んで、詳細に原因を分析すべきではないかということをお尋ねいたします。5つ目、国民健康保険事業を国保連

合会と県単位の広域化にすべきではないか。また、そのように働きかけるべきではないか。

以上5点について、お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の御質問について、私のほうからは、竹中半兵衛公と直木賞作家の件についてをお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、竹中半兵衛公につきましては、最近でも「二人の軍師」という作品がテレビ東京で制作されるなど、戦国の混乱の時代を誠実に、颯爽と生きた名軍師として評価があり、根強い人気があるところでございます。

この竹中半兵衛公の顕彰につきましては、地元岩手地区に竹中半兵衛公顕彰会が設けられており、毎年6月には菩提寺であります禅幢寺で法要が行われておるところでございます。

また、半兵衛音頭振興会等も立ち上げられておりまして、各イベントにおいて、半兵衛踊り等を披露していただく中で、半兵衛公の顕彰にも努めておっていただくところでございます。

今までの町とか各種団体の取り組みを振り返ってみますと、いろいろあったわけではありますが、特に記憶に残る部分で言いますと、平成6年に全国軍師サミットが垂井町で開かれ、竹中半兵衛を大いにアピールしたところでございます。

それに先立つ形で、垂井町青年のつどい協議会が平成3年10月に岐阜城乗っ取りウオークというのを企画いたしました。当時、私も実行者として参加した覚えがございますが、大いに盛り上がりを見せたところでございます。翌年には長浜城に向かい、長浜城ウオーク、1年あいたと思いますが、墨俣城にも行ったというような形で、平成6年の軍師サミットにつなげていった形があります。

また、平成6年には垂井町青年のつどい協議会が「戦国補佐官の実像」というような形の自主ビデオもつくっておるところがあります。これも記録に残っておりますので、また機会があれば、ぜひごらんをいただきたいというふうに思います。

また、最近におきましても、菩提山城のハイキングコースの整備でありますとか、看板設置等を行ってまいってきたところであります。議員の御発言のように、来年NHK大河ドラマで、官兵衛が放映されるということもあり、今年度の事業として、菩提山城跡の雑木の倒木撤去などを行ったところであります。また、来年度も跡地の整備や看板設置等を行っていきたいと考えているところでございます。

NHKの大河ドラマに取り上げられるインパクトは絶大なものがありますけれども、パビリオン、あるいは博覧会といったような形でそういったイベントを行っても、人気はいつかのものになってきたというのが今までの経緯かというふうに思います。

垂井町においては、これまで半兵衛公の顕彰を行ってきたところでございますが、観光というのは単なるイベントではなく、そこに住む人、あるいは生活する人がいかにかわるかということが大切であると常々申し上げているところでございます。

これからも半兵衛公の顕彰は行っていきますが、一過性に終わることなく、これからも積極的に進めていくつもりでございます。

また、もう1つ大事な観点としましては、垂井町においでいただいた方、来町者をいかにおもてなしをとという気持ちを展開していくかということが大切になってくるのではないかなということを考えておるところでございます。

朝井リョウさんにつきましては、1月16日に直木賞の受賞者が発表され、2月に授賞式が行われたところでございますけれども、垂井町出身の人が直木賞を受賞すると、大変すばらしい、嬉しいことであり、全国に垂井町の名を発信したところでございます。

今議会においても、垂井町民栄誉賞の条例の制定をお願いしておるところでございますが、ぜひとも第1号を朝井リョウさんに受け取っていただきたいという思いでございます。

今後、朝井さんにおいては、町外に情報発信する親善大使といいますが、そういった役割を担っていただけると大変ありがたいと考えておりますが、朝井さんは社会人として、まだ働き始めたばかりであり、当面会社の仕事と執筆活動を並行して行うということで、先日も電話でお話ししたときに、大変、休みといえども、ふだんは仕事に集中し、休みの日には執筆活動に没頭しておると、時間が非常にないというお話をされておりました。

町として、ぜひ垂井町のいろんな情報を発信してほしいという思いはございますけれども、まだまだ若い身であります。できるだけ朝井さんの活動に無理のかからない範囲でお願いをしていきたいというふうに思います。これからの作家であります。大事に育てていただいて、垂井町のために、また大いに名を挙げていただきたいと、そういう思いでございます。

そういった思いで、半兵衛公、それから朝井さんについては考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

この後の観光行政、国民健康保険につきましては担当課から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 富田議員より、観光行政の御質問がありました。御回答をさせていただきます。

初めに、町としての観光の狙いとは何か、お尋ねでございますが、観光とは他の地域から人を招き、おもてなしを通して、地域の産業の振興を図り、その結果、町内の活性化を期待するものと考えております。

次に、垂井町の3大スポットはどこかのお尋ねでございますが、町内には中山道垂井宿、南宮大社、朝倉山真禅院、また竹中半兵衛陣屋跡など、数多くのすばらしい文化財や史跡が点在しております。また、南宮大社の初詣でとか例大祭、また垂井曳軸、表佐太鼓、相川の桜とこいのぼりといった伝統文化やイベント的な観光資源など、数多くのすばらしい観光資源がございます。

次に、これらの観光資源を通して、観光客の誘致方策、もっと盛り上げる具体的な方策についてのお尋ねでございますが、観光資源の整備、おもてなしの体制づくり、この2点と考えております。

観光資源の整備につきましては、歴史的建造物や風景、伝統芸能など、地域に密着したものが多いため、これらを保全し、または新たな資源として育むことは、地域の理解と協力を得ることが効果的であるので、行政と地域住民が一体となり、取り組みたいと考えております。この効果が期待できるものには、側面から支援をしていくと同時に、その取り組みから財源を確保することが可能なものは、工夫をお願いしたいと思っております。

行政としましては、文化財保護なども含めて、観光資源の整備、修景に努めていきますが、地域住民らの手により、その機運が盛り上がらないと、つくるだけで終わってしまいます。

次に、おもてなしの体制づくりにつきましては、観光PRとして、現在、観光協会において幾つかのパンフレットを作製し、広域的に各方面に紹介しています。この3月20日にも、名古屋市の金山駅で物産展を行います。このような広域的な活動は、年間数回開催しております。

また、観光協会では、住民を対象に観光の勉強会の開催を今年度から実施していただいております。このことは、住民が観光資源を理解するとともに、関心が深まり、来町者に対するおもてなしに効果があらわれるものと期待しております。

今後も地域住民の方の御理解、御協力を賜りながら、推進していきたいと考えております。御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、富田議員の御質問のうち、住民課所管に係ります国民健康保険の税率引き上げの件につきまして、お答えをさせていただきます。

御質問は5点ございましたが、初めに1番目の質問の町の1人当たりの医療費は県平均1人当たりの医療費よりどれだけ高いのか、なぜ高いのかでございますが、1人当たりの医療費につきましては、垂井町は32万7,993円でございますが、県平均は30万7,985円と、県平均より2万8円高くなっておりまして、県下では6番目に高いのが現状でございます。

原因として考えられますのは、県内の他の自治体と比較いたしまして、差が生じているものに、特定健康診査の受診率の低さが挙げられます。

垂井町では、特定健康診査の受診率の目標を60%前後と定めているわけですが、実績は平成23年度におきまして、27.6%と被保険者全体の4分の1ほどであると。県平均が35.1%と7.5ポイントも低く、県下では36位の低水準となっているところでございます。

このように、当町は特定健康診査の受診率が極めて低く、目標も達成していないと。結果的に他の自治体と差が生じていることが医療費を高くしているのではないかと考えられます。

特定健康診査の受診により、病気の予防、早期発見、早期治療などの対策をとることが、医療費の全体の抑制につながるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、2番目の質問の、今後向こう3年間、税率の引き上げの見通しはでございますが、まずは垂井町におきます国民健康保険税の税率改定でございますが、直近では平成21年度に実施しておりますが、このときは税率を引き下げております。引き上げにつきましては、平成17年度までさかのぼりまして、8年ぶりの引き上げとなるものでございます。

今回の保険税の引き上げにつきましては、独立採算であります国民健康保険特別会計が財源不足に陥らないよう、財政を健全に維持するためをお願いをするものでございます。

そこで、御質問の今後3年間の見通しについてでございますが、医療費につきましては、実際、予測不可能でございます。しかしながら、現在の状況を維持していくことで、さらなる税率の引き上げに結びつかないように、特定健康診査の受診率の向上に努めますとともに、後発医薬品の活用など、被保険者に対しまして周知・PRを継続しながら、医療費の抑制に努める所存でございます。

続きまして、3番目の質問の運営協議会における医療機関代表との医療費が伸びる原因の究明結果はでございますが、今年度は特に保険給付費が増加傾向でありましたので、昨年9月25日に開催いたしました国民健康保険運営協議会の際に、当町の国民健康保険被保険者の疾病別の医療費と受診率についての資料を提出いたしました。この資料では、がんなどの新生物類、糖尿病などの内分泌栄養代謝疾患、高血圧、心疾患、脳血管性疾患などの循環器系疾患でございますが、これらの疾病の医療費と受診率におきましては、いずれも県平均を上回っていることがわかったところでございます。

実は、これらの疾患は、生活習慣病と分類される疾病が多いということでございまして、基本的に特定健康診査は医療費の伸びが過大とならないよう、生活習慣病の発症や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減少させることを目的としておるわけでございまして、特定健康診査を受診していただくことが問題改善に結びつくのではないかとといった意見などを運営協議会におきまして得ることができたわけですが、原因の究明には至らなかった次第でございます。

続きまして、4番目の質問の医療制度、医療内容、医療機関が聖域になっていないか。もっと踏み込んで詳細に原因を分析するべきではないかとございますが、医療につきましては、医療内容を初め、医療全般におきまして専門的な分野でございますが、当町では、この専門分野に対しまして、診療報酬明細書の点検業務、いわゆるレセプト点検と言われるものでございますが、これを医療の専門業者に委託いたしまして、診療明細の内容について確認をしているところでございます。

また、被保険者に対しましては、医療費通知の発送や、後発医薬品差額通知の発送などによりまして、医療費の適正化に向けた取り組みを進めているところでございます。

続きまして、5番目の質問の国民健康保険事業国保連合会等、県単位の広域化にすべきではないか、そのように働きかけるべきではないかとございますが、国民健康保険事業運営の広域化につきましては、平成22年度に岐阜県国民健康保険広域化等支援方針検討会議設置要綱が施

行されまして、検討会議が設置されております。その後、保険者事務の共通化、特定健康診査に係ります広報活動につきまして、事業の運営の広域化に向けた取り組みが展開されておりますとともに、県に対しては運営の広域化につきましての要望も実施しているところでございます。

しかしながら、現時点では、運営の広域化に向けた協議につきましては具体的に進んでいないのが現状でございます。

今後も運営の広域化に向けまして、他自治体と連携をとりながら検討を進めてまいりますとともに、県への働きかけにも努めてまいりたいと存じます。

あわせまして、運営広域化の早期実現に向けた要望を継続していく所存でございますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、富田議員からの国民健康保険の税率引き上げの件につきましての回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目の竹中半兵衛と直木賞作家について。

先に簡単に結論を言いますと、半兵衛さんの資料をもっとたくさん収集できないかというようなことです。

それともう1つは、菩提山城跡につきまして、全町を挙げてもっと取り組むべきではないかと、この2点が大きな趣旨ですが、ちょっと加えさせていただきます。

大河ドラマで竹中半兵衛が登場すること、そのこと自体が垂井町の名を広める、これは事実だと思います。それで、そのホームページ、またはNHKの大河ドラマ等で竹中半兵衛が全国的に発信されていても、実際にそれが垂井町の観光につながってきていない、そのようにいつも思うわけです。

なぜそれが必ずしも垂井町の観光につながらないのか、それをみずから、ちょっと現地のほうに行きまして、検証してみても、気づいたことであります。

1つは、竹中半兵衛にまつわる文化財は竹中氏の陣屋跡、禅幢寺、菁莪記念館、菩提山城跡が挙げられております。これは、垂井町の住民だったら皆知っていることでありますが、竹中半兵衛の、この竹中重門が築いた陣屋跡、水堀と大手門、北側に石垣などが残っております。これは、小さいながらも非常にここへ訪れる方には評価の高い文化遺産であります。

その次に、竹中氏陣屋跡の前の道を北へ約400メートルぐらい行くと、左手に禅幢寺というお寺があります。竹中氏の菩提寺で、竹中半兵衛のお墓や関ヶ原合戦の負傷者になった小西行長の墓があります。お墓はちょっとわかりにくいところにあります。

それともう1つ、陣屋跡のすぐ南側に菁莪記念館、これは天保年間に旗本の竹中氏が建てた道場ということで、陣屋の復元予想模型や竹中家の資料約100点ほどが展示されておりました。



菁莪記念館に備えつけの受付名簿を見させていただきました。私も署名しながら見させていただきました。10年間ほどのものがありましたので、ずうっと見させていただきましたら、かなり遠くから来ておられます。本当に日本全国、津々浦々から来ておられますが、その来館に当たっては少人数の方、1人、2人、3人、5人以上の方はほとんどありませんでした。この10年間を見ましても、30人とか50人の団体名で書かれているのは、ちょっとさらっと見させていただきただけですからわかりませんが、気がつかなかったんですが、そのくらいこの菁莪記念館につきましても、竹中半兵衛のファンとか歴史の愛好家、この人たちが来ておられることは事実だと思うんですが、これは観光ルートに入っているように思えなかったわけです。

観光とは何ぞやということにもなりますけれども、そこで先ほど言いました竹中半兵衛は多くの軍功に関する逸話や美談がいっぱい残っております。しかし、それが現在では後世の創作によるものと見られて、そのエピソードも数多く、実際の史実、歴史上の活躍の実態がなかなか不明瞭な方でもあるという記載もありました。

そんなことで、なかなか資料が集まりにくいのかもかもしれませんが、やはり竹中半兵衛自身に関する資料をとにかく過去にさかのぼらず現在においてもですけれども、現代物でも、とにかくそういった資料をたくさん集めるべきじゃないかと。中に入って、そういった資料としていろいろ時間を費やせるようにすべきじゃないか、充実すべきじゃないかというのが1つです。

その次に、すぐ北にある菩提山城跡は、古くからの竹中氏の居城でありまして、ハイキングコースになっております。全長2.7キロとありましたが、簡単に私も登れました。ただ、先ほども言われましたが、その登るに当たりましては、非常に場所がわかりづらい。それと案内看板が少ない。登山道が荒れておりました。そして、頂に上がりますと、柵がありませんので、非常に危険なところということも感じました。

そんなこともありまして、先ほど回答がありましたけれども、これについては私は先ほど申し上げましたが、全町を挙げて、実はいろんな場で10年、20年かけてというお話がありますが、私はもっとこの竹中半兵衛公につきましては、町が推進していくべきではないかというふうに、これをもう一度、再度お尋ねするわけです。

それと直木賞作家の朝井リョウさんにつきましては、町長が私がお尋ねする前にお答えいただきました。親善大使というようなお話もありました。私自身、定期的に、また継続的に相手方の御意志もありますが、交流を持っていくというようなこと、そういうような意味合いも尋ねようと思いましたが、先ほど御回答いただきましたので、これについてはよろしくお願いいたしたいと思っております。

観光行政につきましては、1つ目として観光の狙いは何か。先ほど来、回答がありました。やはり文化向上と経済の伸び、伸長に寄与することであって、垂井に来ていただいて、見ていただいて、楽しんでいただいて、お金を落としていただくと、ここへ行くんじゃないかと思っております。

それと、2つ目の垂井町の3大スポットは、やはり来町者を集めるという点におきましては、

南宮大社ではないか。朝倉公園、真禅院一帯は、確かに年間通じて町に来訪される方の大半、ここが一番多いことは事実です。

しかし、全国的に知名度が高いというのは、やはり竹中半兵衛。そして、またそのどちらとも言えないですが、やはり中山道垂井宿、この3つがやっぱり3大スポットだと思っております。

この観光誘致の方策については、やっぱり来られたからには土産物売る店がなくてはいけないと思いますし、食べる場所、飲む場所、見る場所、休む場所、遊ぶ場所、こういったものが、やはり一つの観光地としては必要なものになっていくんじゃないかと思います。

そんなことで、垂井町の観光をもっと盛り上げる具体的な方策としては、結論を申し上げますと、この3大スポット、それぞれ点在しておりますが、なかなかその横のつながりといいますが、南宮大社へお参りに来られた方、いろいろな意味合いで来られた方が、じゃあそのまま竹中半兵衛さんのほうに行かれるかといわれると、なかなかつながらない。中山道宿ともつながっていくのがなかなかないというときに、線でなかなかつながっていかない、それにつきましてはどうしたらいいか。非常に難しいところだと思います。先ほどおもてなしとかいろいろありましたが、私としては財政難、大変厳しい折で、まことに恐縮ですけれども、やはりいつか声が上がりました道の駅、そういったところでこの3大スポットをつなぐ、点から線に、そして線からまた面につないでいくということも必要じゃないかと思います。

先ほどの土産物につきましては、竹中半兵衛のゆかりのある半兵衛軍配とかタオル等をつくっていただいたりして、一生懸命努力もしていただいておりますが、土産物についてもまたそういったこともいろいろ鋭意工夫が要るのじゃないかと思います。

そこで、再度確認の意味でお尋ねいたします。

資料のことを第1点は先ほどお尋ねしましたが、それともう1点、やはり朝倉の温泉も含めて道の駅、そういったものが一つの起点となって観光客誘致になるんじゃないかと思うので、そんな大規模なものじゃなくてもいいと思います。よその町村で道の駅、今この時期に考えているところが隣町村であります。そういうことも含めて、大きな面で取り組んでいかなければ、なかなかこの観光につながっていかないんじゃないかと思って、再度2点お尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

半兵衛公に関する質問でございますけれども、資料の収集をということ。これは、当然に必要なというか、そういうものが出てくれば、ぜひ収集できるものであれば収集して、顕彰して、広めていくということは大事なことでありますので、そういう機会があれば積極的に捉えていきたいという思いでございますが、議員がおっしゃいましたように、竹中半兵衛公は36歳で夭折されておまして、活動時期が非常に短いということもあまして、その活動が伝え

られている部分は私本太閤記でありますとか、後世の物語の中に出てくる部分がたくさんあって、実態がなかなか難しいところが確かにあるところがございます。

ただ、禅幢寺が菩提寺でございますが、そこで法要を営まれる中で、末裔の方もお見えになつたりというような形の中で、現在につながっている部分で、しっかりとまたこういう顕彰をしていくということも大事なことかというふうに思います。

この資料収集につきましては、ぜひ機会を捉えて、積極的にまた考えていきたいというふうに思っております。

それから、菩提山城跡の利用でございます。

わかりにくいとか、利用しにくいというような御意見もございましたけれども、現在、池田明神線につながる林道明神線の工事を明神湖から奥へ進めております。林道でありますけれども、その途中、今やっと菩提山城跡の裏あたりまで参りまして、本年度の工事、新年度の工事が行きますと、すぐ尾根伝いに山城跡まで行けるといようなルートがつながっていけるといふふうに思っております。

今後、やっぱりこういうルート等も開発する中で、菩提山城跡というものを身近に感じていただくための措置というのも必要かと思えます。これに先立ちまして、菩提山城跡の土地を町有地として取得したところがございますので、今後の展開は、やはりそういったことも踏まえて利活用していきたいと考えております。

また、そういった点在するポイントをつなぐのに道の駅という御意見がございましたけれども、やはり道の駅、今までの論議の中では、当然、観光の部分もございまして、産業、いろんな部分をつないでいくという部分でございます。観光だけの道の駅では、やはりそれは厳しいものがあるというふうに思います。

一方で、観光ということ考えたときに、後ほどまた質問が出てまいるわけでありましてけれども、駅前の名阪近鉄の営業所を借り受けまして、拠点として使っていきたいということでございます。ちょうど、駅前でもございますので、訪れた方々に観光スポット等を紹介するにはいい部分ではないかなあということを思います。

この運用につきましては、まだこれから検討していく余地がございますけれども、こういった一つの拠点というような形の中での取り組みということも、今後考えていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについてお伺いいたします。

現在、携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋立処分されています。

そこで、このレアメタル等の回収を進めるため、使用済み小型電子機器等再資源化促進法、通称小型家電リサイクル法が昨年8月に成立し、本年4月に施行となります。

この法律により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることになりました。

この制度は、消費者や事業者にならな負担や業務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっています。

既に先駆的に取り組んでいる自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵となります。

昨年9月定例会においても、同僚議員から小型家電をリサイクル対象の品目に入れてほしいとの御提案がございました。そこで、小型家電リサイクル法の成立を受け、循環型社会の構築に向けた取り組みとして、現在多くの町民の皆様に利用していただいているエコドームに使用済み小型家電を直接投入する方式の回収ボックスを設置してはと考えませんが、町長の御見解をお伺いいたします。

2点目、学校耐震化・天井等落下防止対策の加速化についてお伺いいたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生、柱やはりなどの構造体の被害だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や、児童・生徒がけがをした例も発生しております。

特に、体育館等の大規模空間の天井については致命的な事故が起こりやすく、構造体の耐震化が図られている施設であっても、天井脱落被害が発生、東京千代田区の九段会館では、震災当日、専門学校の卒業式が開かれ、学生・保護者等600人が出席しているさなかに天井が崩落し、死者2名、負傷者26名の大惨事を招いた、こうした被害を踏まえ、国土交通省では天井脱落対策に関する新たな基準が検討されていると聞いています。

地震等発生時において、応急避難所となる学校施設は、児童・生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりで、その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題ではありますが、構造体の耐震化と比べ、天井等の耐震対策は著しくおくれている状況であり、構造体の耐震化と同様の緊急性をもって、早急に対策を講じていくことが必要であります。

そこで、我が町の学校の屋内運動場等の天井等について、学校設置者による耐震点検はどの程度実施されているのか、また耐震点検の結果、対策が必要とされた学校はどの程度あり、それらの対策の実態はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

3点目、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入についてお伺いいたします。

平成12年4月に介護保険制度が始まり、12年が経過し、これまで3年ごとの見直しと規定にのっとっての制度等の見直しが行われてきました。そして、昨年4月には介護報酬が改定され、

各地域で新たな計画がスタートしたところであります。

そのような中、人口に占める高齢者の割合が年々増加して、介護保険サービスの受給者数も制度創設時の約2.2倍にふえており、介護保険を取り巻く状況は年々変化している状況であります。今後は、特に都市部を中心に急速に高齢化が進むことが予想され、介護事業者、従事者、利用者それぞれの立場から、多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、現状に合わせた見直しがますます重要となると伝えられております。

そのような中であって、制度上の改善点として多く寄せられる現場の声の1つが、福祉用具購入費及び住宅改修費の補助について、いわゆる償還払いだけでなく、受領委任払いを選択できるように改めてほしいというものです。

介護保険でのポータブルトイレや入浴用椅子の福祉用具購入費及び手すりや段差解消のための住宅改修費の支給は、利用者が一旦全額負担し、その後、申請をして、介護保険給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっています。

しかし、低所得で生活がやっとのひとり暮らしの高齢者の方や、病気により障がい者となって御不自由な方の家庭においては、全額負担が重く、思うに任せないとの声を聞きます。

そこで、高額医療費の支払い方法と同じく、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の1割分のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者を支払われるという受領委任払いを導入していただきたく提言いたします。

実際に、全国の地方自治体では、償還払いとの選択制をとっている多くの自治体も出てきております。調べましたら、平成23年4月1日時点ですが、自治体保険者数1,584市町村のうち、福祉用具購入費は427市町村で実施され、住宅改修費については3分の1以上の543市町村にて既に実施がなされております。利用者にとっては、一時的であれ全額負担となると、相当な経済的負担を強いられることとなります。償還払いのみで制度運用している地方自治体では、受領委任払いの導入を進めることで、実態として利用者の負担軽減を大いに図ることができます。

そこで、垂井町においても現場の要望等を踏まえつつ、他地域の事例も参考にして、導入に向けた検討、推進をしていただきますよう、ぜひよろしく願いいたします。

以上3点にわたる質問や提言をいたしました。前向きな御答弁を期待し、質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、中村議員の御質問のうち、住民課所管に係ります1点目のレアメタル等の回収、リサイクルの取り組みの件につきましてお答えをさせていただきます。

小型家電のリサイクル法につきましては、昨年8月10日に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が公布されまして、この4月1日から施行されることとなったところでございます。

今まで、小型家電製品につきましては処分の過程で鉄、アルミなどは分別いたしまして、リサイクルされてきたわけですが、レアメタルを初めその他の金属類につきましては埋立処分をされてきた経緯がございます。

最近の資源をめぐる情勢の変化によりまして、資源の確保、廃棄物減量化、有害物質処理を含みます循環型社会の形成を推進することを目的に、今回法律が制定されたわけでございます。この法律は、市町村が回収いたします小型家電製品を確実に適正なりサイクルを行うことを約束する認定業者に引き渡しをする制度でございます。

そこで、自治体におきます回収方法につきましては、ボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収など、さまざまな回収方式がございますが、そのうち自治体の実情に応じて回収方式を選択することとしておりますので、垂井町ではエコドームが完成いたしましたので、拠点といたしまして、ボックス回収できる環境は整っているものと考えております。

しかしながら、引き渡します業者につきましては、認定に係ります申請手続が4月から始まると。その結果、認定されるのが6月から7月ごろと予想されるということです。引き渡しをいたします認定業者の決定を初め、対象品目、引き渡しの場所、有価か無価か、引き渡し頻度、引き渡しの量などの条件や契約方法などにつきましては、今のところまだ明確でないのが現状でございます。

まずは、認定されました業者と直接、対象品目やコスト面などに係ります詳細につきまして確認する必要がありますとともに、条件が整う引き取り先を早く確定することが先決であると考えております。

そこで、御質問の当町におけます回収でございますが、以前の御質問でも回答しておりますとおり、まずは引き取り先を決定いたしまして、コスト面でも対応が可能であれば、エコドームでの回収は可能であると考えております。

法律ができましたからすぐに実施するのではなく、これから回収事業に取り組むためにも、回収から処分までのシステムを垂井町が対応できる仕組みをしっかりと確立する必要がございますので、慌てることなく十分に検討したいと考えております。

なお、引き渡しいたします業者の選定につきましては、条件やコストなどを考慮いたしますと、近隣市町の動向や連携も視野に入れながら決定すべきではないかとも考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上で、中村議員からの小型家電のリサイクルの件につきましての回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第2点目の学校耐震化・天井等落下防止対策の加速化についての御質問にお答えをいたします。

学校の屋内運動場等の天井等について、学校設置者による耐震点検はどの程度実施されてい

るかとの御質問でございます。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び生活する場であり、また非常災害時には地域住民を受け入れ、避難生活をする場として重要な役割を果たす施設であります。

本町では、毎年計画的に学校施設の耐震補強大規模改修を実施してきており、来年度、北中学校技術科棟の耐震補強が完了しますと、昭和56年以前に建築された学校施設の耐震化は全て完了することとなります。

御質問の天井などの落下防止対策につきましては、屋内運動場等の大規模空間を有する天井材のほか、照明器具やバスケットゴールなど、高所に設置されたものが対象となりますが、とりわけ天井材を設置しているのは、不破中学校以外の屋内運動場8棟でございます。

現在のところ、学校設置者と学校との役割分担のもと、施設を日常的に使用する立場からも、学校保健安全法に基づく安全点検の一環として、学校教職員の目視等による点検を実施しているところでありますが、国においては、東日本大震災を受けまして、学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究協力者会議を立ち上げ、調査・研究がされておりますし、国土交通省においても、建築物の天井脱落対策に関する新たな基準への適合を義務づけることなどが検討されているところでありますので、これらの調査や検討結果を踏まえながら、今後対応していくものと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 中村議員の3点目の福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入についての御質問にお答えをさせていただきます。

介護保険の給付の中で、福祉用具のうち、入浴または排せつに使用する福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費等については、介護保険法で償還払いと規定をされております。

この償還払いは、利用者が一旦給付費の全額を払い、その後、町に申請して自己負担の1割を除く保険給付分の9割の払い戻しを受ける制度でございます。また一方、議員御指摘の受領委任払いにつきましては、利用者は上限額以内であれば費用の1割を負担し、9割分については保険者から事業者へ直接支払うこととするものでございます。

県内では、海津市が平成23年12月から、本巣広域連合が平成24年9月から償還払いと受領委任払いを選択できる制度が導入されております。本町におきましても、障がい者への補装具や日常生活用具の給付事業では代理受領制度を既に採用しております。

介護保険におきましても、利用者の負担軽減を図る上からも、先進自治体の例などを参考に、制度導入に向け、前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） ただいまは、それぞれ前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。

再質問させていただきたいと存じます。

まず、レアメタル等の回収についてであります。環境省では平成24年度事業として、小型電子機器等リサイクル社会実証事業を実施していますが、平成25年度についても新制度に参加した市町村に対して、円滑に実施できるようにボックスやコンテナを購入した際の初期費用の援助、またはランニングコストにつきましては、地方交付税に算入するなどの財政支援措置を予定しております。引き取り先が決定されましたら、この機会を逃すことなく設置していただけるように提言申し上げます。

また、非構造部材の耐震対策についてであります。先日、小学校の校長先生とお話をする機会がありました。災害時の子供たちの避難経路となる廊下の窓ガラスに飛散防止フィルムを張る予定であるとおっしゃっておりました。現場の先生も子供たちの安心・安全のために行動を起こされております。

さきの東日本大震災の教訓も踏まえれば、当町においても学校の屋内運動場の天井、照明器具、バスケットゴール等、高所に設置されたものに対する耐震対策は早急に取り組むべき課題であります。

今回の国の平成24年度補正予算は、公立学校の耐震化や老朽化対策、非構造部材の耐震対策等に対応するために1,884億円が計上されております。今回の補正予算は、各自治体が耐震化を進めるに当たって十分な額と聞いております。

当町においても、この機会を捉えて国の補正予算を最大限に活用し、平成25年度以降に計画している耐震化等の事業を可能な限り前倒して実施すべきと考えます。そうしたことをあわせて検討していただきますよう、よろしく願い申し上げます。再質問とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

比較的前向きに回答させていただいたつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、財源確保ということで、国の補助金等を積極的に使うという御提言かというふうに思いますが、家電リサイクルにつきましては、入り口が法律で定まったわけでありまして、出口の部分が先ほど説明しましたように、まだまだ未定というか、不確定要素がたくさんございます。やはり、ここら辺をしっかりとルートとして確定しないことには、ただ集めるだけでは済まない状況になりますので、ここら辺を見据えた上で、しっかりと対応していきたい。そういった体制をしっかりとつくる中で、また補助金等使える体制があれば、積極的に利用していきたいと考えておりますので、補助金ありきで事業を進めるとちょっと問題がある部分も出てくるかと思っておりますので、そこら辺はしっかりと見きわめながら行っていきたいと思っております。



また、耐震につきましても、先ほど説明いたしましたように、構造体についてはどんどん予算がついておるところでございますが、非構造体の部分、天井等につきましては、まだまだこれから指針等が出てくるところでございますので、こういった形がいいのかということも、やはりしっかり見きわめながらやっていく必要がございますので、そういった制度等をしっかり見きわめながら、財源もまたこれからいろんな部分で出てくると思いますので、そういったものを積極的に活用しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

大きくは、平成25年度4月からの新年度に当たりまして、議会初日にお示しのありました町長施政方針に基づきながら、数点問うてまいりたいと存じます。

まずは、垂井町新年度一般会計予算79億8,000万円で実施をしましてまいります目玉施策は何であるのかをお尋ねいたします。

続いて、具体的な部分として、垂井町第5次総合計画後期計画第6期実施計画も策定をされて、いよいよ折り返しのスタートとなります。各まちづくりの柱ごとに、単年度、あるいは数年後の達成を目指し取り組んでいくわけでございますが、これよりはまちづくりの柱2の教育につきまして、数点お尋ねをいたします。

1点目として、先般、開催されました垂井町議会予算審査特別委員会。その場でお示しのございました新年度の本町における特別支援学級の設置状況を確認の意味でお尋ねをいたします。

2点目としまして、それを受けて、国も政権交代を果たした中で、安心して教育を受けられる体制の整備を掲げたところでございます。本町の特別支援教育に関する方針、またはその考え方につきましてお尋ねをいたします。

3点目としまして、先般、県より発表のありました発達障がいの支援教育についてであります。県内の小・中学校で各1校ずつ指定校を設けていくとのことではありますが、詳細はどのようなのか、また垂井町内の学校にはその指定があるのか、お尋ねをいたします。

さて、続いてはまちづくりの柱3、福祉・子育てについてであります。

まずは福祉。難病や障がいを持たれた方を介護する御家族、介護従事者への支援についてであります。

本町にも、難病や障がいを持ちながら、日々御家族などの献身的な介護のもと、一生懸命にその生活を送っていらっしゃる方が多数お見えであります。先日も、難病を発症されながらも御支援に当たる方の勧めもあって、講師依頼を受け、講演などの活動を積極的にされている方などとお会いする機会を頂戴いたしました。

そうした状況におきましても、自分自身の存在意義を見出す活動をされているお姿に敬意を表するとともに、その方を日々献身的にお支えされている御家族があることに改めて

気づかされ、同時に貴重なお話も聞かせていただきました。

さて、そのような中、難病をお抱えである御本人のお苦しみはお察しするに余りあるところではございますが、お支えに当たられている御家族の24時間365日、精神的にも身体的にも休むことができない状況が毎日であるということをお聞きいたしまして、国は、県は、そして私たちが住むこの垂井町はどういった支援体制を持っているのか、そのとき御同席くださった役場担当課にも尋ねてまいった経過がございます。

そこで、数点お尋ねをいたします。

1点目、垂井町として、寝たきり老人等介護者慰労金をお出ししてきた経過がある中で、その他の制度等で御家族の介護に当たっていらっしゃる方への支援はあるのか。

2点目、垂井町としての独自の支援策はあるのかもお尋ねをいたします。

また、3点目として、制度の確認もさせていただきたいのですが、そうした制度がない場合、国や県への働きかけはされているのか、お尋ねをいたします。

続いて、同じくまちづくりの柱3、子育てについてお尋ねをいたします。

児童館設置についてであります。過去にも一般質問にてお尋ねをさせていただいた経過がございます。

改めて児童館について少々御説明申し上げますと、児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つであり、児童館は児童に健全な遊びを与え、その健康増進と情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型施設であります。ちなみに、屋外型は児童遊園であります。

児童館には、その種類によって集会室、遊戯室、図書室、静養室、相談室、パソコン室などが設けられており、専門の指導員によって、季節や地域事情などに合わせて健全な遊びの指導を行う場所であるとのこと。加えて、ある地域では、放課後児童クラブとして、我が町に置きかえるところの留守家庭児童教室的な放課後児童の居場所づくりとしても展開されているとのことであります。

あれから数年が経過し、西濃圏内でも児童館整備が図られていく中で、我が垂井町におきましては、児童館設置の議論すらも置き去りになっていたような気がいたします。そうした反省も含めまして、子育てに関する諸施策が展開される中、児童館が果たす役割の大きさを改めて御提言申し上げると同時に、本町としてのお考えをお尋ねいたします。

また、幼保一元化事業や留守家庭児童教室等を取り組まれる中で、我が町の子育て環境は徐々に充実を見せてきております。

しかし一方で、子育て支援センターや子育てサロンなど、限られた地区において展開はあるものの、その後の連携や年齢を超えて、誰もが引き続き利用できる子育て施設は我が町には乏しく、地区ごとに設置のある・なしなど、ばらつきやおくれ等が見られ、子育て環境の拠点とも言える施設の整備がまだまだであると、私自身子供を育てながら実感しているところであります。

そこで、本町で展開されている留守家庭児童教室から、そうした支援センター等、幼保一元

化事業などが抱えるさまざまな課題解決に向けて、児童館は大変有効な施設と考えますが、垂井町としてのお考えをお尋ねいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員から御質問いただきました中で、新年度の目玉施策はという部分についてのお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、目玉といいますと、何かこう新しいものとか、大きなものというようなイメージがあるわけでございますけれども、事業といいますのは継続される中で行われるものでありまして、極端に言えば、目玉をつくるために事業をやるわけではございませんので、そこら辺だけはよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

また、新しい事業を興すにいたしましても、それを必要とするさまざまな経緯・経過を経て事業着手となっております。その中でたまたま目玉といいますか、新しいものが生まれてくるという形になるというふうに思います。

そういったことを踏まえたときに、新年度におきましては、今年度におきまして大きな事業を幾つか推進したところでございます。そういった大きな事業を推進したものを着手したものにおいて、継続、安定化して、運営や体制を軌道に乗せていくのが本年の事業であるというふうに認識をしております。そこら辺を基本的な考え方として捉えていただきたいというふうに思います。

そういった中で、特に幼保一元化に伴う東こども園の開園に伴う新体制の定着でありますとか、次に向かったの体制づくり、そしてエコドームの開設から公園整備を含めたエコパークとしての拠点づくりを進めていくこと。そして、各地区、まちづくり協議会が立ち上がっておりますが、これの支援、連携強化をしっかりと図っていくこと。また、大きな事業というか、ばらばらに散らばっておりますけれども、施設管理の面からも老朽施設の改修とか更新、こういったものにやはり力を注いでいく重要な時期に来ているという認識でございます。

本年度の目玉、これという形ではなく、やはり継続事業をしっかりと定着、あるいは確実に実行していく年と捉えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

支援学級、福祉、子育てにつきましては、担当課から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 木村議員の第2点目の第5次総合計画まちづくりの柱2の教育についての御質問にお答えをいたします。

第1点目の新年度の町内各学校の特別支援学級の設置状況でございますが、垂井小学校知的障がい学級1学級、自閉情緒学級1学級、宮代小学校知的障がい学級1学級、表佐小学校知的障がい学級1学級、自閉情緒学級1学級、合原小学校知的障がい学級1学級、府中小学校自閉

情緒学級 1 学級、岩手小学校には特別支援学級はありません。東小学校知的障がい学級 1 学級、自閉情緒学級 1 学級。次に、不破中学校知的障がい学級 2 学級、自閉情緒学級 1 学級、北中学校自閉情緒学級 1 学級でございます。

第 2 点目の町における新年度の特別支援教育についての方針またはその考え方でございますが、垂井町教育ビジョンにあります基本目標 1、人命・人権の尊重を基盤とした知・徳・体の調和を大切にした学校づくりを踏まえ、基本施策の 4、個の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進、施策の 4 - 1、発達障がいの早期発見、早期支援体制づくり、施策 4 - 2、特別な支援を必要とする児童・生徒への教育の充実について、一層推進していきます。

特に、平成25年度には新たに特別支援教育の指導員を配置し、町スクールアドバイザー、各保育園、幼稚園、こども園及び小・中学校、保健センター、健康福祉課と連携をしながら、発達障がいの早期発見、早期支援体制づくりをより一層推進させるために、特別支援教育に係る相談及び研修会を充実させていきます。

また、特別支援教育に関する個別支援講師を平成24年度は小学校に12名分、中学校に 2 名分配置しておりましたが、平成25年度は小学校に19名分、中学校に 4 名分配置する予定でございます。

以上のように、学校や支援に当たる教職員が障がいに関する十分な知識を理解し、一人一人のお子さんに応じた適切な指導や支援のできる体制づくりを充実させ、取り組んでまいります。

第 3 点目の先般、県より発表のあった発達障がいの特別支援教育については、県内小・中学校で各 1 校ずつ指定校を設けていくことであるが、詳細はどのようであり、町内の学校はそれに当てはまるのかとの御質問でございます。

議員御指摘のことは、2月14日付の新聞でも掲載された内容でもありますが、近年、小・中学校におきます通常の学級や高等学校に在籍する発達障がいのある児童・生徒の数が増加し、その支援を充実させることが大きな問題となっております。

各学校において、専門的な知識を持った教員は少ないのが現状であり、そうした教員に頼ることなく、全ての教員が特別に配慮を要する児童・生徒の支援に当たることができるよう、支援体制や支援方法を充実する必要があります。

そこで、軽度の発達障がいのある児童・生徒が通常学級でも戸惑うことなく授業を受けることができるよう支援策を探るため、県教育委員会は、平成25年度、県内の小・中学校で各 1 校ずつ、県立高等学校で 6 校程度を県独自で研究指定校に選定し、発達障害支援事業を実施しますが、垂井町の学校は指定されておられません。

町では、LD、ADHD等、通級指導教室を設置し、通常の学級に在籍する児童がコミュニケーションの仕方を学びながら充実した学校生活を過ごせるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の3点目の第5次総合計画まちづくりの柱3の福祉、子育てについての中の難病や障がいを持たれた方を介護する御家族への支援についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年4月から、障害者自立支援法の一部改正により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律へと改正されます。その改正の中では、制度の谷間を埋めるため、障がい者の範囲に難病が加わることとなりました。難病の方につきましても、居宅介護などの障がい福祉サービスや移動支援サービスなどの地域生活支援事業などが利用していただける制度となります。

このような難病や障がいをお持ちの方を介護されてみえる御家族、介護従事者の方々に対する制度などの支援についての御質問でございますが、経済的な支援といたしましては、特別児童扶養手当の支給を行っております。

また、介護される御家族に対する支援といたしましては、精神的、身体的な負担も多くなっていることから、一時的でも心と体のリフレッシュを図っていただくための日中一時支援事業、自宅で家族にかわり食事や入浴などの生活支援を行う居宅介護サービスなどがあり、これらのサービスを利用していただくことにより、介護する御家族への支援を行っているところでございます。サービスを利用する料金につきましても、原則1割負担とし、経済的にも支援を行っているところでございます。

次に、町独自の取り組みについてでございますが、議員御指摘のとおり、町におきましては、介護者の慰労と経済的支援のために、寝たきり老人等介護者慰労金を支給させていただいております。また、障害者福祉手当の支給も行いながら支援を行っているところでございます。

また、国や県への働きかけにつきましては、現在、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと改正され、施行される中、必要に応じて国や県への働きかけを行っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、3点目の中の児童館設置についての御質問にお答えをさせていただきます。

児童館は児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設として、地域の全ての児童が健全な遊びを通して、その健康を増進し、または情操を豊かにする施設とされております。その運営や数の基本的事項につきましては、厚生労働省が平成23年3月31日に策定した児童館ガイドラインにより示されたところでございます。このガイドラインに示された児童館の目的は、18歳未満の全ての子供を対象に、遊びや生活の援助、地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することとされております。また、その機能と役割につきましては、子供の発達の増進、子供の日常の生活支援、子供と子育て家庭の問題発生予防と早期発見対応、子育て家庭への支援、地域組織活動の育成支援であると示されているところでございます。

当町では、平成17年3月に策定された大垣圏域次世代育成支援行動計画、平成22年3月に策定された垂井町子育てスマイルプラン（次世代育成支援行動計画）の中で、児童館の役割が検

討をされております。垂井町子育てスマイルプランにおいては、児童館等の屋内遊び場の整備を挙げ、その取り組みの方向性を子供の遊び場として、公共施設等の開放の推進としているところでございます。

現在、児童館の役割の一つである子供と子育て家庭への支援につきましては、子育て支援センター、一時保育、留守家庭児童教室がその役割を担っているところでございます。また、児童館の目的である子供の健全育成の一つの取り組みといたしましては、垂井町地域子供教室が平成16年から順次開室され、現在は全ての地区公民館で開室されております。この教室は、町の委託事業として、各地域、公民館関係者、講師、保護者、ボランティアなど地域の方が主体となって、協働による運営がなされております。地域のつながりが希薄化する中で、この地域子供教室が子供と子育てを支える地域の子育て力の再生につながることを期待できるものと考えております。

今後も幼保一元化を進める中で、子育て環境の充実を検討するとともに、このような地域で連携した取り組みを大切にしながら、子供、子育て家庭をしっかりと支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。数点、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、目玉の関係ですけれども、町長の御答弁にありましたように、目玉というほどではないかもわかりませんが、継続ということも目玉の一つであるということをお私の中では解釈させていただいたんですけれども、質問の中の特別支援教育、特別支援学級なんかは、年々充実が図られてきて、まさに継続する中で力を入れていただいております事業かというふうに私は理解するんですけれども、そうした部分はいかがでしょうか。

特別支援学級に関しては、その充実を求めまして、昨年、関係する保護者の皆様方が600名ほどの署名を集めていただきまして、充実をお願いするという形があったかと思っております。そうした経過を踏まえて、新年度は学級数が増え、減少という形に、生徒さんの関係ですけれども、なってしまう地域であったりですか、新たに教室ができるという大変喜ばしいニュースがあるということもさまざまありますので、そうしたこともやはり私は目玉じゃないかなあと思っておりますがいかがでしょうか。

また、そうした変化に子供さんに十分配慮した上での支援、先生の配置ですとか、そういったことを十分に御配慮の上、当たられたいなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

そして、そのお尋ねの中にありました発達障がいのある児童の指定校の関係ですけれども、ちょっと課長さんの御答弁ではわかりにくかったので申しわけないんですけれども、指定を受けますことで何かメリット、人的とか予算的とか、そういったことがあるならば、ないなら仕方がない

んですけれども、あるならば手を挙げていけるものなのかどうか。新年度ということで、もう時間がございませんので、こういったことを継続して県がされる場合、また翌年度という形で手を挙げていったとか、指定を受けて充実が図られていくものであるのかどうかということ、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思います。

指定校ではないというようなニュアンスかなあというような御答弁を聞いていまして思ったんですけれども、町内ではそういった形で通級のほうに力を入れていくということで、そのような理解でよろしいのかなと再度お尋ねをいたします。

さて、介護についてでございますけれども、町内では本当に毎日御苦労されている方がありまして、仕事中に不慮の事故で障がいを負われてしまって寝たきりの状態という形の生活を送られている方ですとか、耳に新しい予防接種の副反応の関係で毎日リハビリ生活を送っていらっしゃるお子さんとか、本当に支援を必要とされる方が多数お見えです。

先ほど、御答弁の中で、あくまでも制度上にのっとった形での支援ということで、独自メニューはないというような解釈でよかったのかなあと思うんですが、利用料の1割負担をしていただく中でというような御答弁もあって、そうしたサービス展開をしていくと。そうした1割負担の軽減ということを今後考えられるのかどうかを再度お尋ねいたしたいと思います。

また、こちらも明確な御答弁がなかったかのように思いますけれども、そうした制度を利用させていただく中で、制度を利用させていただくしかないというような形ですけれども、垂井町単位で独自の支援が困難という場合、町としてそういった制度を充実するように国や県に今以上にもっと積極的に働きかけていかなければならないと再度御提言申し上げますが、いかがでしょうか。

そして、いずれにせよサービス事業所との連携というのは図っていただかなければいけないと。今でも十分に連携はされているんでしょうけれども、引き続き強化といった形で、サービス事業所にも強くそういった部分でお願いをしていくと。サービス事業所などから、そうした充実に向けての御要望は今まであったのかどうかという形を再質問したいと思います。

最後に児童館でありますけれども、先ほど課長さんの御答弁で、公民館がその役割を担っていったらどうかというようなニュアンスであったかのようにちょっと聞こえますけれども、まち協等で今変わろうとしている公民館の存在に、その児童館というのがどう受け皿になっていくのか、ちょっと理解に苦しみましたので、いま一度このあたりを詳しく御答弁いただけたらなあと思っております。よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

4点ほどあったのかなあというふうに思います。

確認でございますが、まず継続の中での支援学級の扱い、子育て支援についてどうかということ。それから、指定校のメリット、指定校とはということについて。それから、介護につい

て、サービス事業所からの要望等について。それから、児童館と公民館のかかわりについてというような点でよろしいでしょうか。それについて、お答えをさせていただきたいと思います。

私のほうからは、まず目玉という形の中での支援学級の問題等に触れられましたけれども、当然、大きく捉えて子育て支援というものをやはり充実させてきた経緯がございます。こちら辺は、いつの時代にあっても、やはり垂井町が外に対してしっかりと打ち出していくべき施策であるという認識をしておりますので、目玉という考え方というよりも、やはり主要事業という捉え方をしたいというふうに考えます。

特にことしにおいては、こども園が新たにオープンすることによって、相談員体制とか、そういった相談員等新たに充実したりというような形も考えておりますので、そういった部分での充実をしっかりとしていきたいと考えております。

それから最後の児童館につきましては、公民館が担っていくというわけではなくて、現にもう公民館がそういった子供教室という形で各地域で展開されておるといような状況にあります。学校教育においても、子育てをするのにふるさとを意識させるという、ふるさとを大切に思う気持ちというものを育てていくという中で、やはり地域の中での子供たちのかかわりというのは非常に重要な部分があると思います。子供たちを遊ばせる、あるいは預かる場として、いろんな施設の名前が挙がりましてけれども、公民館においても現在、子供教室というのが展開される中で、今後やはりまちづくり協議会が動く中で、地域として子供とどうかかわっていくかというのは大事な課題ではないかなあと。そういった部分で、現在やっておる公民館の子供教室というものを地域の中でどう展開していくかということは、大事な課題ではないかなあとということを思いますので、そういった意味での答弁だというふうに理解しております。

指定校と介護につきましては、担当課からそれぞれ説明させていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

サービス事業者等からの要望はないのかといったような御趣旨だと思っておりますが、現在でも必須事業といたしまして、先ほども申しました移動支援事業とか、日常生活給付事業とか、さまざまな事業は展開をさせていただいております。

その中で、やはり訪問入浴等の拡大をしてはどうかといったような要望は確かに承っておりますが、やはりかなりの財源も必要とするところでもありますので、慎重に検討をしていきたいということでございます。

ですので、今後につきましても近隣の市町村の状況と要綱なども調べながら、サービスを提供できるかということを調査しながら、今後も検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕



学校教育課長（桐山浩治君） 木村議員の再質問の小・中学校におきます発達障害支援事業の指定校についての御質問にお答えをいたします。

この指定校を受けたときのメリットということでございますが、この事業の概要としましては、特別支援教育の観点からの事業づくりを実施するというのと、幼、小・中学校の発達障がい等専門家を派遣するといったことでございます。

特にこれがメリットに当たるかどうかというのは、ちょっとわからないところでございますが、この指定に当たりましては、県のほうが諸事情を勘案しまして、県から打診があり、指定していくということで、こちらからその指定を受けるといって手を挙げるといった方法ではございませんので、その点、御理解をいただきたいと思っております。

もう1点、通級教室等で行っていくのかという御質問でございますが、垂井町では平成24年度にLD、ADHDの通級教室を垂井小学校に設置したところであります。また、言語については垂井小学校、表佐小学校にも通級教室を設置しております。こうした教室を活用しながら、特別支援を要する子が充実した学校生活を送れるように取り組んでいきたいということで御答弁を申し上げましたので、御理解賜りたいと存じます。

議長（広瀬文典君） しばらく休憩をいたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

副議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い2点質問いたします。

まず1点目は、本町におけるインフラ整備の必要性についてお尋ねをいたします。

高度成長期に集中的に整備されたインフラの老朽化は社会問題となっております。物理的な耐用年数は使用環境や採用技術、材料等によってさまざまな状況がありますが、おおむね50年と考えられております。また、安心・快適なまちづくりのためには、ユニバーサルデザインの導入を初め、自転車歩行道の整備や日常生活を快適に行えるような道路の整備といった新たなインフラ整備も重要な課題となっております。

しかし、インフラ整備の基本的な財源は税金ですが、日本は既に少子・高齢化社会に移行し、人口は減少していく中で、さらに高齢化が進み、経済停滞という環境のもと、インフラ整備に回せる財政制約が厳しい状態にあります。限られた財源の中でのインフラ整備となることから、インフラの選択と集中が必要になると思われます。

しかし、一方では東日本大震災などを踏まえ、災害に強い国土づくりを目指した政策に注目が集まっております。また、平成12年の都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律によ

る都市計画法の改正により、全ての都市計画区域について都市計画手続を経て都市計画区域マスタープランを定めることとされました。

岐阜県では、平成15年から平成16年にかけて県内28都市の計画区域のマスタープランを都市計画決定いたしました。しかし、平成22年に策定当時と社会状況が変化していることから、マスタープランを改定しました。このマスタープランが見直しの時期に来ております。

この好みに、本町は潜在的な可能性の高い地域であることをアピールしていく必要があります。なぜなら、大垣市に隣接し、国道21号線やJR東海道線が通り、さらに東海環状自動車道の整備により大垣西インターチェンジが開通しました。そのことにより30分以内で行ける市町村がふえたのであります。また、かたい地盤や水量の豊富な地域があることもわかっております。このことから、インフラ整備を進めることにより、さまざまな可能性の広がっていく地域であることは間違いありません。

そして活力のある町にするためには、一人でも多くの人に住んでもらい、人口流失を防ぐ定住促進こそが大切なのですが、定住促進のためには、やはりインフラ整備が欠かせないのであります。

そこで第1点目ですが、本町におけるインフラ整備の必要性を垂井町のトップとして将来を見据えてどのように働きかけていくのか、中川町長にお尋ねをいたします。

次に2点目ですが、空き家対策についてお尋ねをいたします。

やはり、これも少子・高齢化が進む中、他の市町村でも管理の行き届かない空き屋が増加傾向にあります。早急に対処しなければならない地域もあります。本町においても重要な課題となっております。町民の皆様と所有者や管理者、そして行政とが、連携・協働することが大切なのですが、まずは空き家の実態を把握することが空き家の適正管理や危険防止、そして利活用につながると言えます。そのため、空き家等の適正管理に関する条例を定めて対応している市町村もあります。

しかし、条例を定める場合は、より多くの人々の合意、総意を反映させることが求められますので、時間をかけて議論を尽くすべきであります。そのためには、今から準備をしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをしたいことは、本町としては、空き家の実態をどのように把握しているのか。また、空き家の対策に関して、本町としての対応指針はあるのかをお尋ねをして、私の一般質問といたします。

副議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 江上議員の質問の1点目、インフラ整備の必要性と働きかけについて、道路、都市計画行政の立場から答弁をさせていただきます。

道路交通網は、交通のほか、定住、交流、生産、流通など、重要な機能を受け持つ大切な都市基盤であります。交通基盤づくりとして国道21号の4車線化を中心とした幹線道路や、各地

域間を結ぶ補助幹線道路の整備、また東海環状自動車道を生かしたまちづくりを推進してまいります。

また、安全で快適な生活道路の整備として、既存住宅地の狭隘道路の改良や、市街化区域内における道路新設等を推進し、未利用地の宅地化を図ってまいります。これらの道路網の整備により、沿線での民間宅地開発を誘導し、若年人口の定住促進を図ってまいりたいと存じます。

また、平成27年度に予定されております岐阜県の都市計画区域マスタープランの見直しに合わせて、企業誘致のための地区計画などを策定いたしまして、産業の振興を図ることにより、定住促進につなげてまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

副議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 2点目の空き家対策についての御質問に現状を踏まえながらお答えをしたいと思います。

まず1点目の空き家の実態把握についてでございますが、巡視、点検等は、現在はいたしておりませんが、現状では放置されたままの空き家等につきまして、住民から要望や苦情が寄せられ、私どもが現地を確認の上、所有者の方へ対策をお願いしているところでございます。そういったことで御答弁にかえたいと思います。

次に、2点目の空き家対策に係ります対応の指針のお尋ねでございますが、現在、空き家対策に係ります総合的な担当窓口が決まっているわけではございませんで、住宅地の雑草等については建設課にて、町生活環境の保全に関する条例等に基づき指導などを行っております。

一方、放置されました空き家の防犯、防災上に関しましては、私どもの企画調整課の生活安全係が対応するなど、必要に応じまして関係課がそれぞれ連携しながら解決しているところでございます。

24年度中に企画調整課に寄せられました近所の方からの数件の要望や苦情がございまして、何らかの対応をしていただいた実績もございまして、その一方で所有者が生存していない場合の多々ございます。また、所有者の血縁関係等も確認したものの、所有者が特定できないなど、その対応につきましては、大変苦慮しているところでもございます。

危険な空き家につきましては強制撤去できればよいわけでございますが、当然ながら私有財産でございまして、まちが強制撤去をする権限はございませんので、現状におきましては、所有者を調査し、把握でき次第適切な管理をお願いしているところでございます。決して空き家の相談件数が多いというわけでもございまして、危険な状態となりました空き家は、地域住民の皆様も不安や心配を感じられることは、非常に深刻な問題であると思っております。さらに高齢化の進展などによりまして、今後、空き家の増加も懸念されることから、垂井町といたしましても、対策をどう講じていくか、1つの大きな課題であると認識しております。

議員から条例制定の御提言もいただきましたが、全国の都市、あるいは市町村では、条例を

既に制定いたしましたして、首長に除去命令権を付与するなどの取り組みも既に開始されているところもございます。そしてまた、老朽空き家の解体費に一部助成もしておるところもございます。

したがいまして、その取り組み等々につきまして十分な調査を行いつつ、当町にとりましてふさわしい方法、あるいは対策等、研究してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

副議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 再質問をいたします。

町長のほうから御答弁がございませんでしたので、いま一度重複しますが、御答弁をお願いしたいと思います。

インフラ整備の重要性は、けさほどの岐阜新聞の朝刊にも掲載されておりましたとおりでございます。私が本日このインフラ整備の必要性について問いましたのは、本町におきましても、先ほど課長の答弁にもございましたように、特に若年層の人口流出が年々深刻な問題となりつつあります。こうした問題の解決と、先般私が一般質問でも行いました企業誘致を促進し、就労できる環境を整え、人口をふやす。そして定住促進を図る施策こそが今必要と考えますが、そうしたことに対する町長の考えを改めてお尋ねいたしたいと思います。

それからもう1件、空き家の問題がございますけれども、例えば、近隣市町では定住促進のためにさまざまな取り組みがされております。その中に、空き家に3年以上居住することを前提に、購入または改修をした場合などにかかる費用の一部を助成するといったことがございます。本町においても、こういったことを積極的に推進されるお気持ちがあるのか、町長にお尋ねをいたしまして、私の再質問とさせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、インフラ整備の必要性ということでございますが、質問文を読ませていただいて、主にインフラストラクチャーは、社会的な公共施設、社会基盤というふうに言われておりますけれども、特に江上議員の場合はどれのことをおっしゃっておるのかなという思いの中で建設課から答弁をさせたところでございますけれども、今改めて企業誘致等についてもどう思うのかというような一般的なことに及んでおりますので、そういった思いについて少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

今までもいろんな形でお話をさせていただいておりますけれども、垂井町はここに発展してきた大きな要因として、やはり昭和30年から40年にかけての企業誘致というものが大きくその基礎にあるという認識を持っております。今回こういったものが、やはり後進といいますが、次の代にまた向かっていく中で、新たな企業誘致等も必要であると。新たな企業を迎えること

も必要である。あるいは、働く場をしっかりと確保する中で人口の流出を防いでいくということも必要かと思えます。

ただ、今までもお話をしておりますように、日本全体が人口減少社会に向かっておる中で、垂井町のみが人口がふえ、発展していくということは非常に考えにくい状況であります。恐らく、これはやはり地域全体として考える必要がある。

そういった中において、東海環状西回りの完成というものは、この地域に大きな影響を及ぼすものというふうに認識をしております。したがって、この東海環状西回りの開発に伴いまして、企業誘致でありますとか人口対策、そういったものをあわせて進めていく必要があるという認識のもとに県等にもいろんな要望をしておるわけではありますが、今回、企業地をつくるに当たりまして、やはり東海環状東回りの場合は山間地が非常に多くて、企業地等をつくりやすい状況にありましたが、西回りにおきましては、沿線地域や、かなりの部分を農地が占めております。したがって、農地をどう、そういった形で利用していくかということも必要な条件になってくる。そういった規制緩和ということも必要になってまいります。

一方で、農地の多面的機能を守っていくためにはどうしたらいいかということもあわせて考えていかなければなりませんので、こちら辺はトータルで考えていく必要があるかと思えます。単に企業をふやすために農地を潰していけばいいという状況ではなくて、農地を守りながらいかに働く場所を確保し、企業誘致を進めていくかと、この二面性をしっかりと追い求めていかなければならないというふうに思っております。

インフラ整備というのは、当然にしっかりと進めていく必要がありますし、大きな目で見れば、そういった東海環状という幹線道路でありますし、小さな視点で見れば、町内の市街化区域における道路を整備することによって宅地化を進めていく。そのことによって定住人口を進めていく、そういった二面性があるものというふうに考えております。

したがって、インフラ整備の必要性というのは十分認識しておるところでございますし、これからまたしっかりと進めていきたいというふうに思っています。ただ、いろんな規制等がかかる部分においては、やはり規制緩和等、これからはしっかりと対応していく必要がありますので、そこら辺においては、また積極的な取り組みが必要になってくるのではないかなと思えます。

それから空き家につきましては、補助というお話もありましたけれども、基本的に所有者がわかっておるのであれば、その所有者の方の対応になってくるという形で、空き家を利用して云々という例示がございましたけれども、そこはやはり個人の資産になりますので、町はそこに積極的にかかわってということは、なかなか難しい状況にあるのではないかなというふうに思っています。

この空き家の問題というのは、やはり新しい社会現象といえますか、問題としてこれから大きく取り上げられてくる部分があるというふうに思いますが、まだまだ入り口という部分が非常に難しい状況にあります。いろんな情報を整理しながらしっかりと対応していき

いと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

副議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 副議長の許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

私は2点でございますが、いじめ問題、また、ただいま同僚議員も言われましたが、インフラ整備でございますが、これは形を変えてお尋ねしたいと、このように思っています。

また質問に入る前でございますが、けさの新聞にも記載されておりましたが、南海トラフ地震の被害想定、東日本大震災の13倍ということで、国家予算の2年分、220兆円というような形と載っておりました。また、3月11日に2年目を迎えた東日本大震災では、まだ行方不明者は2,668人、死者は1万5,881人ということで、また震災関連死で亡くなられた方が2,554人に上ると伺っております。関係者の御冥福を願うものでございますし、またこの大震災の一日も早い復興を願うものでございます。

質問に入らせていただきますが、いじめ問題でございます。全国的にも問題になっております、このいじめ問題、2012年文科省の緊急調査におきますと、半年間で14万件が認知されたと。これは2011年度の2倍に近い数ということが載っておりました。

いじめは昔から大なり小なりあるわけでございますが、その中で注目的なのは、やはり大津市におきます皇子山中学校の男子中学生の自殺事件、また大阪市立の桜宮高校の男子生徒が顧問の先生により暴力行為を受けたこと等々あるわけでございます。どのようなことにおきましても、いじめはもはや学校だけでは解決はなかなか難しいと思うばかりでございます。警察を初め、地域の関連機関の連携のもとが重要だと、このように思っております。

それ以上なのが家庭の役割ではないか、このように思っております。我が子がいじめられていないか、また加害者になっていないか、常日ごろから子供との会話を大切にすることが必要だと、このように思っております。保護者は子供の最後の守り手です。保護者が互いに悩み、また経験を交流することが大切なことではないでしょうか。

今、学校において教師と保護者との関係は、どのようになっておりますか。一つになって前に進んでいただきたいと思っております。人の心に手が届く優しさをもって団結すること自体、いじめはなくなるのではないかと。

そこで、町内のいじめの実態でございますが、町内におきましては、いじめの件数はどれくらいあるのか。また、あと2週間足らずで新学期が始まるわけでございます。将来、垂井町を担ってくれる子供たちが、安心・安全で生活できる、また勉強できる環境が大切だと思っております。これらのいじめ防止対策につきましては、どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

次でございますが、現在、第5次総合計画の後期の基本計画（案）が示されております。私は、この計画（案）とは別に、先ほど、ちょっと同僚議員も言われましたが、インフラ整備に

ついて町長の考えをお尋ねいたしたいと思っております。

我が垂井町は、周囲を1市4町と境界をなして57.15平方キロ、またその中の6割が山林となっております。また、住民の皆さんが安心・安全で生活する環境づくりが必要であるのではないかと、このように思うわけでございます。それについては、我が町だけではなく、隣接する市、あるいは町と生活道路、幹線道路、また排水路、都市下水路等々の計画を密にして、先ほど申しましたように住民の皆様が住みやすい地域づくり、まちづくり等をお願いしたいと、このように思うわけでございます。

そこで数点列記したいと思いますが、ちょうど稲葉団地地内の都市計画街路が県道の栗原青野線になりますか、それから西へ大垣環状道路が、ちょうど東公民館の北付近まで延びておるわけでございます。それらの延長上、平尾方面へ行って、それから北へ県道の赤坂垂井線まで等々の道路、また荒崎団地の北側の島団地の北付近に大垣市と垂井町が境界をともししておる場所です。それにつきましては、町道の112号線で高田橋から大垣市付近まで来ており、大体幅員が5メートルあるわけでございます。ちょうど大垣市におきましては、幅員が四、五メートルで県道養老赤坂線につないでおります。先ほど申しましたように、この境界線上、大体100メートルぐらいだと思いますが、幅員が2メートルぐらいで、また大きな排水路があり、道路が屈曲しておるわけですね。それらをぜひとも改良していただきたいと思えますし、町道の表佐長松線の延長、垂井分はある程度幅員はありますが、大垣市は幅員が少ないというようなこと。また、県道の垂井岐阜線、綾戸交差点ですね、これはちょっと通行が来ておりませんが、それから北へ県道の赤坂垂井線まで、南北の道路等々、これらにつきましては、やはり国道21号線の渋滞の緩和にもなってくるのではないかと、このように思っております。

それと栗原地内での南側で、県道養老垂井線、直線にしておりますが、これを東へ延長して、県道の養老赤坂線までの改良等々、またこれらの事業につきましては、養老サービスエリア内のスマートインターとの関係もあるのではないかと、このようにも思っております。また、幹線排水路の整備でございますが、綾戸地内の東部排水路等々都市計画下水路を計画していただきまして、住宅を浸水から守っていただきたいとこのように思うわけでございます。

これらの事業を行うにつきましては、垂井町だけの計画では何もできません。付近の市、また町の協力、計画のもとにこれらの事業を進めていただくことにより、やはり垂井町の発展にもつながってくるとこのようにも思っております。それらを町長はどう考えておられるのか、お尋ねしたいと思えます。以上です。

副議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 丹羽議員の町内におけるいじめの件数、それからいじめ防止対策等、どのように取り組んでいるかについて答弁させていただきます。

1点目の町内におけるいじめの件数でございますが、町内の各小・中学校の件数は、大変申しわけございませんが、具体的な数値について、本人が特定される危惧がございますので公表

できません。御理解をいただければと思っております。

平成23年度小・中学校におけるいじめの認知件数につきましては、岐阜県内全体では2,627件でございました。平成23年4月から12月に限っては2,285件でございました。この割合を1,000人当たりで県が公表しておりますが、12.2件でございます。

垂井町におきましても、この数値と多少下回りますが、同様にいじめの実態がございます。平成24年4月から12月までの県内小・中学校全体の認知件数は2,841件で、昨年度の同じ時期に比べまして、本年度は2割増加しております。垂井町も同じような傾向でございます。

その認知件数が多くなっている理由は2点と考えております。

1点目は、学校がどの子も大切にするために、つらい子供の立場で活動の様子を再点検したり、悩み事アンケートの実施回数をふやしたり、教育相談を随時行ったりしたこと。それから、児童・生徒や保護者からの申告が増加したからと捉えております。

とは申しながら、今までにいじめに遭ってつらい思いをした子供たち、そして今なお解消できずに悩んでいる児童・生徒、それから保護者の皆様、家族の皆様がおられることにつきましては、大変心が痛みます。指導が不十分で申しわけございません。

教育委員会としまして、子供たち一人一人のために学校に丁寧に指導を重ねていきます。また、常に子供たちが安心して学校生活が営めるよう学校に対して個に応じたきめ細かな対応をするよう指導してまいります。

次に、いじめ防止等、どのように取り組んでいくかにつきましてでございますが、丹羽議員御指摘のとおり、将来本町を担ってくれる子供たちが、安心・安全に生活できる環境が大切だと思っております。この点につきまして、学校、それから家庭、地域社会等、関連の3点から述べさせていただきます。

まず学校においては、いじめの未然防止のために大切なことは、学校での仲間とのかかわりを通じて、いじめは人間として絶対に許されないという意識が徹底され、いじめを許さない学校づくり、学級づくりが行われることです。そのために、教職員が日ごろから一人一人を大切に、親身に真剣に子供たちとかがわることが極めて重要となってまいります。このような認識のもとで、各学校において子供たちが一人一人の持ち味や多様性を尊重しつつ、お互いに力を合わせて問題を解決し、どの子も充実感を味わい、大切にされていることが実感できるような指導が充実されるよう努めてまいります。

そのために学校においては、子供たちと対話をしたり、ともに遊んだり、語ったりしながら教職員がじっくりと子供の声を聞くことを基盤として、子供の理解に努めていきたいと思っております。

具体的には、議員御指摘のように、相手のことを思いやる心を育てる教育をさらに充実していくこと。それから、どの子も自分のよさを実感でき、自己肯定感を育むために教職員や子供同士がお互いのよさを認める活動を推進すること。これはある学校の例ですが、まごころの木の取り組みで、まごころカードを通して子供たち相互によさを伝え合う活動などをしておりま



す。また、子供たち自身が人権宣言等をして自分たちの力で安心して学校生活が送れるような活動に取り組むこと。集団で学ぶ学習規律があり、誰もが安心して過ごせる学級づくり、学校づくりをして、誰もがわかった、できたと言える授業づくりに努めること。さらには、いじめの日常の実態把握のために、学期、月ごとに行う悩みアンケートを充実させていくこと。

町、教育委員会として、いじめ対策会議を実施しておりますが、教育相談担当や生徒指導担当の資質向上を図り、全教職員に県教委が配布しておりますいじめ防止研修用リーフレット等を配布して研修に努めること。そして、学校における教育相談体制の充実を図るために、町スクールアドバイザーと県から派遣されておりますスクールカウンセラー、スクール相談員と連携して、学校における教育相談体制を充実させていくこと。悩みを持った子供たちがいつでも相談できるように、今も行ってありますが、町スクールアドバイザーへの直接の電話番号が書いてあるプリント、それから相談窓口についての文書、県人権擁護委員による相談、岐阜県で行っております24時間体制で電話相談等の連絡先を記述したプリントやカードを全ての児童生徒に配布すること等を学校に指導しております。

次に、保護者や地域の皆さん方との連携についてでございます。

保護者の皆様方をお願いしておりますことは、かけがえのないお子さんを見守っていただき、わずかなサインも見逃さず、お子さんに優しく声をかけたり、学校の学級担任に連絡して相談をしていただくことでございます。ほんのわずかな子供の変化を見逃さず、早期発見につなげるためにお願いしております。

具体的には「行ってきます」とか、「おはようございます」とか、「おはよう」とか、「おかえり」とか、「ただいま」という言葉等、ほんのちょっとした会話でございますが、その声、それから表情等を見ていただくということです。また、食欲が細くなっていないかとか、朝起きる時間が乱れていないかとか、友達の話を全くしなかったということはないかというようなことにつままして見ていただき、気になったことは学校のほうへ相談いただくようお願いしておりますし、今後も進めていきたいと思っております。

また、地域の方々との連携についてでございます。

現在、PTAの方々、自治会長さんの皆様方、それから老人会長の皆様方、子供見守り隊等で子供を見守っておっていただきます。またスポーツ少年団、子供会等の皆さん方がそれぞれの立場で子供を地域で見守る活動に取り組んでおっていただけます。

このような子供と大人との豊かなかわりをつくっておっていただいておりますが、これをさらに助けていただきまして、子供の問題、変化の未然防止や早期発見とつないでいきたいと思っております。いつもと違う子供の様子がございましたら、ぜひ学校や教育委員会等へ教えていただきながら早期に対応していきたいと思っております。

現在、地域の方々から、先ほど申しましたまごころの木の取り組みとしまして、子供たちのよさをカードに書いていただいて、学校で子供たちに伝える取り組みもしているところでございます。

警察との関係では、郡・学校・警察連絡協議会、家庭裁判所との連携につきましては、中学校と家庭裁判所との連絡会を県教育委員会と一緒に設置し、連携を図っているところでございます。

ときに、いじめは陰湿で、教師の目の届かないところ、大人の目の届かないところで行われていることがあり、未然防止、早期発見を本当にきちんとしていく必要がございます。教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域、関係職間とより密接に連携して子供たちを見守り、育てていく所存でございます。皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

副議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の2点目の広域によるインフラ整備について答弁させていただきます。

議員御指摘のように、まちづくりには次代を見据えた社会資本の整備と、地域間連携の取り組みは欠かせません。交通はその効果が広域に及ぶ地域社会資本であり、道路のネットワーク機能は、まさに連携を促すインフラでございます。特に自治体をつなぐ地域間道路の整備は、その影響が及ぶ複数の自治体での連携が必要であります。基幹道路としての国道・県道の整備については、これまでも関係市町で道路整備促進期成同盟会というこのようなものを組織いたしまして、連携・協力して要望活動などを推進してまいったところでございます。

一方、市町村道においては、道路整備に関する意思決定権限が自治体ごとに独立しているため、場合によっては自治体間の競争など戦略的行動を招き、結果として非効率なサービス水準に陥ってしまうということも起こります。隣接するそれぞれの自治体が、自分の地域住民の効用をもとに、どの整備方策をとるかを考え、互いに利益を見つけ出して合意形成を図ることができれば、地域間連携したより効果的なインフラ整備が図っていけるものと考えます。

ただいま議員から例示のありました6件の提案でございますが、今申しましたような視点から、それぞれを十分検討させていただき、可能なものから隣接自治体と協議を進め、連携した整備を推進してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

副議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどもありましたが、インフラ整備に関する部分でございますが、隣接地、自治体との境界の部分について特に御質問かというふうに思います。

今、議員から御指摘のあった6件につきましては、やはり今後検討していく必要があるかというふうに思いますが、まずマスタープランでありますとか、そういった計画にしっかり落とし込みながら進めていくことが必要になってくると思います。そういった意識といいますか、合意をどういうふうに形成していくかというのは、これからの大きな課題になってくる部分があるというふうに思います。

一方、先ほども少し申しましたが、今後、やはり人口減少社会に陥っていく中で、垂井町だけではなく、地域がどう発展していくかということが大きな課題となったときに、やはりこの地域間での連携を図っていく上での道路によるインフラ整備連携強化ということは非常に重要な部分かというふうに思います。

そういったことを考えたときに、先ほども都市間の競争になって非効率なサービスに陥らないというようなことがありますけれども、やはりしっかりと他市町と協議をしながら進めていく必要がありますので、そこら辺は鋭意努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

1つ例を挙げますと、例示とは少し違いますが、養老のサービスエリアのスマートインターチェンジの構想につきましては、設置協議会を設ける中で、それに加盟する中で大垣市、養老町が一体となってこれに取り組むと。あわせて周りをどういうふうにつなげていくかということにもつながってくるわけでありまして、こういった取り組みをこれからも積極的に進める中で、垂井町のみならず、この地域が発展していくための必要なインフラ整備という形の中の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

副議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして防災施策に関しまして質問をさせていただきます。

第5次総の総合計画も半ばを過ぎまして、先ごろ後期基本計画が作成されたところと聞いております。今回の後期基本計画に当たって、町民の意識調査を実施されております。その中で安心・安全の分野におきまして、災害発生時に救助活動や避難活動が円滑に行われることができる防災体制の確立、これが18年度、前回の調査では37.1%から今回51.9%と、また地震や台風などへの防災対策の充実につきましては、前回27.9%から今回の調査では35.2%と、これらの項目につきましては、前回に比べてアンケートの回答率が高くなっております。こうした防災への施策の取り組みについて、住民の期待も大きいものとなっております。

後期基本計画の中で、特に耐震化に必要な施策の成果といたしまして、公共施設の耐震化率が中間値で示されております。75.9%と目標値の65%を中間時点で上回っており、こうした町民意識の調査結果も受け、今後さらに5年後、後期目標では上昇させるというような目標を立てられております。

特に公共施設の多くは避難場所になっておりまして、住民の安心・安全の拠点となっているところです。このため、垂井町におきましては、公共施設のカルテを作成し、施設の劣化状況、耐震性など多項目にわたり、施設状況調査に当たられるということを委員会や協議会の場でも聞いております。今後、耐震化に向けての実施計画の上では、大変重要な資料になってくるのではないかと期待しているところであります。

さて、公共施設の耐震化に向けましては、来年度予算の中で北中学校の技術棟、府中幼稚園

の耐震補強工事が進められることになっております。国におきましても老朽化が著しい幼稚園、小・中学校に対しまして、校舎などの施設の安全面や機能面での改善事業を支援していくということで、新たに長寿命化の改良事業などが創設されてきております。こうした長寿命化措置によりまして、築40年の建物が70年、80年と使用が可能になる、あるいは工事費も改築に比べて5分の3程度になるというような試算もされているところであります。

本町におきましても、小・中学校の施設と幼稚園施設の耐震化が、来年度の北中学校、府中幼稚園をもってほぼ完了する計画で進められています。また新年度予算では、文化会館の耐震補強実施計画設計が新規に予算化されております。

その一方で、役場庁舎、公民館など、集会施設あるいは保育施設、体育館などのスポーツ施設等々、まだまだ耐震補強を要する施設が、あるいは老朽化が著しく、改築をせざるを得ない施設がございます。

町長は、さきの本会議の平成25年度施政方針演説におきまして、公共施設のカルテをもとに健全な財政運営に努めながら、公共施設維持管理計画を進めるというようなことをおっしゃっておられました。こうした老朽化、あるいは耐震性の低い公共施設に関して、耐震化に向けてどのように重点化して実施計画を進められるのか、その具体的な年次計画など、方向性について伺いたいと思います。

続きまして、先ほども東日本大震災からはや2年というような発言がございましたけれども、本当に津波と原発事故と二重の甚大な被害をこうむった大震災でございます。いまや震災後というように言われるようになっております。今なお、御不自由な避難生活を強いられておられます方々に対しまして、改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を望むものであります。震災以後、原発に隣接する市町におきましては、この原発事故への対応について防災計画の見直しが喫緊の課題となってきております。

県では敦賀原発を初めとする多くの原発を立地する福井県に隣接するため、大気中の放射線量を常時監視するモニタリングポストの増設、県実施による放射性物質拡散シミュレーション結果の公表など、独自の対策強化が図られてきております。

先ごろ、原発事故を想定した原子力災害対策計画が県から報道されたところであります。この中で、原発から30キロ圏内の緊急防護措置区域以外でも県実施の放射線拡散シミュレーションの結果では、比較的高い被曝線量となる可能性がある地域を対策強化地域として設定しており、垂井町では、外部被曝線量が年間20ミリシーベルト以上、内部被曝が週50ミリシーベルト以上の可能性がある地域になっております。室外退避や安定ヨウ素剤の服用などを考慮する地域として対策を講ずる必要がある地域となっております。このため、県では西濃・岐阜圏域の保健所に安定ヨウ素剤の配布を整備する計画で進められておると聞いております。

こうした状況下におきまして、県や隣接市町村と連携した原発事故に対する早急な地域防災計画の見直しが重要と考えられます。地域防災計画の見直しの現在の進捗状況と今後のスケジュールについてもお伺いします。

また、特にこうした防災体制の中でもライフラインの確保に向けて、医療、生活必需物資の供給、電気、水道など、民間との協力態勢が大変重要かと思えます。現在どのような状況にあるのか、あわせて伺います。

以上、防災施策の取り組みについてお伺いして、質問を終わらせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、角田議員の御質問の公共施設の耐震化についての御答弁をさせていただきたいと存じます。

どこの市町村も現在同じ傾向でございます。老朽化したしました施設の耐震化、あるいは維持補修にかかります経費でございますけれども、相当の財政負担を強いられているということでございます。本町でも、ほかでもなく、平成25年度の予算編成にもそれぞれ公共施設の耐震化の調査等、あるいは改修工事等につきましては、相当の維持補修費を計上させていただいているところでございます。それで耐震化ということになってまいりますと、やはり補修という部分と一体的に考えていかざるを得ない部分もあろうかと思えます。

そういったことで、議員も先ほど申されておりますように、当町におきましては、本年度公共施設の現状並びに劣化状況の把握を行うために、公共施設のカルテを整備しておるところでございます。おおむねその補修にかかります概算経費は別といたしまして、どこの部分を改修するのか、あるいはどこを耐震補強しなければならないとか、そういったところにつきましては、把握をいたしておるところでございます。

今後、このカルテをもとにいたしまして、老朽化が進みます公共施設の中で、特に耐震化や大規模な改修等が必要になる施設等につきましては、十分その内容等を検討してまいりたいと存じます。

それで、特に議員御指摘のこういった施設を重点化していくのかということでございますけれども、やはり町民の皆さんの安心・安全という観点から言いますと、やはり避難所、あるいは特定者が多数利用する幼稚園・保育園等の公共施設のうち、耐震化が必要な施設、特に耐震化が必要な施設の中でもI s 値が低い施設につきましては、優先的に行っていく必要があろうかなというふうな考えは持っております。そのほか、設備の修繕等の絡みで、雨漏れ等、躯体に直接影響を及ぼすような修繕が必要な部分ですね、屋根とか外壁、そこら辺についても優先していく必要があろうかなというふうに考えておりますし、また特に日常、町民の皆さんが生活していく中で欠くことのできない施設、クリーンセンターもしかりでございますし、それから学校の給食を提供しております給食センターの施設、それから中の設備等々、こういったものがどちらかという重点になってくるのではないかなというふうに考えておるところでございますが、いずれにいたしましても、このカルテに基づきまして来年度予算で公共施設改修用にかかります調査業務を予算計上いたしておまして、その結果に基づきまして改修内容、あるいは概算事業費の把握を行いました上で施設整備の優先順位、あるいは年次計画の方向性な

どにつきましては検討をさせていただくこととしておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

副議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私のほうからは、1点目の防災施策の取り組みについての2つ目でございます地域防災計画の見直しについてお答えしたいと思います。

冒頭、これまでの国・県におきますところの取り組みにつきまして、まず整理をさせていただきたいと思いますが、昨年の10月中旬に原子力規制庁が発表いたしました原子力災害対策指針におきましては、原発施設から半径約30キロ圏内、俗にUPZと言われておりますが、その立地、あるいは周辺自治体に対しまして、昨日の3月18日までに地域防災計画で事故対策を定めることが義務づけられましたが、我が垂井町におきましては、日本原電の敦賀原発から約60キロの距離にございまして、法的な義務づけはなされていない状況にございます。

去る3月17日付の新聞では、指針の改定が大幅におくれたがために、自治体のこうした計画作業に大きく影響したと報道されておりました。いわゆる昨日までに間に合わない都道府県、あるいは市町村が半分あるという報道でございます。

しかしながら、さきの震災で福島第一原子力発電所から約50キロの距離に位置する福島県の飯館村が、その放射線量レベルから、区域の指定から約1カ月以内の避難が求められる、いわゆる計画的避難区域に設定された事例もあることから、こうした対策には慎重な判断が求められると認識しておるところでございます。

議員からおっしゃっていただいておりますとおり、岐阜県が実施いたしました放射性物質拡散想定調査におきましては、垂井町は対策強化区域に設定される事態となりまして、設定当時から岐阜県原子力防災室の指導のもと、これまで幾多の協議、検討を私どももしてまいりました。この3月末には、岐阜県におきましては、原子力防災対策計画をあえて一般計画から分冊化をいたしまして、記載を充実した形で岐阜県地域防災計画を発表するとしておりますが、関係市町村には事前に県から協議等もございました。

内容となります岐阜県の原子力防災計画案につきましては、昨年9月に発表されました、先ほども申しました放射線物質拡散シミュレーション結果をもとに、汚染レベルが高かった市町村から年度ごとに段階を踏みまして住民避難計画を立てることが明記され、平成26年度まで毎年中規模程度の岐阜県地域防災計画の修正を行う旨、県の担当から情報を得ておるところでございます。

具体的に申しますと、24年度中にUPZの範囲内でございます揖斐川町さんにつきましては、24年度中に避難計画作成を義務づけされておるところでございます。そして、また年間実効線量が100ミリシーベルトを超える可能性のある揖斐川町、関ヶ原町、大垣市につきましては、25年度中に作成をせよと。そして、また年間実効線量が20ミリシーベルトを超える可能性がございます西濃あるいは岐阜圏域、ここに垂井町も入るわけでございますが、平成26年度中に避

難計画を策定する旨、岐阜県の地域防災計画に明記されるやに聞いておるところでございます。

これらにつきましては、垂井町の地域防災計画の見直しに際しまして、その中でも大変重要となってくることから、具体的な計画の整備につきましては、県の計画改訂を待ちまして、平成26年度に整備をしてみたいと、そのように考えておるところでございます。

昨年の8月に御存じのとおり内閣府が南海トラフ巨大地震の想定結果を発表いたしました。第2弾でございます経済被害想定の結果が、昨日、またきょうの朝刊にも報道されたことは御存じのことと思いますが、この結果を受けまして、平成25年度中に、さらに国・県におきまして防災計画が見直されることも垂井町計画を26年度にした大きな要因の一つでもございます。

しかしながら、いつ起こるかわからないのが災害でございますして、岐阜県の原子力災害対策強化地域に指定された我が垂井町といたしましても、県の原子力防災室との連携はもちろんのこと、町といたしましても25年度予算におきまして、災害時の初動マニュアルの作成、あるいは職員を対象にいたしました災害図上訓練の実施など、防災力強化に取り組んでまいり所存でございます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3つ目の災害受援体制の状況についてお答えをいたしますが、現在、16の団体と災害時の応援協定を結んでおります。年1回の垂井町防災訓練にも御参加をいただきながら、災害の発生時にいち早く対策がとれるよう努めておるところでございます。

協定の一部を紹介いたしますと、不破郡医師会との救護医療協定、あるいは建設系の民間団体との災害復旧協定、水道組合との応急給水並びに上水道の施設応急復旧協定、また食料品量販店との生活必要物資の協定など、実にライフラインの確保に向けて災害時にいち早く対応が可能な地元の団体を中心に協定をさせていただいておるところでございます。

しかしながら、さきの震災のような広域災害が発生した場合には、自衛隊や警察、また消防など、他市町の応援部隊の受け入れ態勢、あるいは支援物資の集積、配分の拠点の設定など、今後とも関係機関の指導を仰ぎながら整備を図っていく必要がございますので、ぜひともそういった点で御理解を賜りたく、お願いを申し上げる次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） 大変事細かに御説明をいただきまして、ありがとうございます。

1つお尋ねするのは、以前にも同僚議員から質問があったと思いますが、やはり役場庁舎につきましては、大変防災の拠点として重要な機能を持つ場所でございます。役場庁舎の今後の耐震化に向けての方向性、あるいは今年度予算にもあったわけですが、方向性がつけば、ある程度基金として当初予算の中に組み込むべき積極的な予算組みというのが重要になってくるのではないかというふうに思うわけですが、この点について町長にお伺いして、再質問とさせていただきます。

副議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 角田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

防災対策に絡んで庁舎問題ということでございますが、従前から御説明をさせていただきましますように、この庁舎の問題につきましては考え方が3つありまして、現状で耐震等を行ったりリニューアルしていく方法、耐震のみを行う方法、それから耐震とともにリニューアルを行う方法、現状から離れて別のところに建てる方法と、それぞれ3つ計画が考えられるわけでありましますけれども、それぞれについてこういった費用あるいは方法等を考えるメリット・デメリットをしっかりと検討した上で今後の方向性を示していきたいという状況でございます。このことについては、これからまた取り組んでいくところでございますので、現状において、今どうするということは明確には申せない状況にあります。

ただ一方で、やはり庁舎は大勢の方に利用していただく施設でありますので、今の利便性を考えたときに、今年度の予算の中で空調設備のことについて予算盛りをさせていただきましたけれども、やはり非常に特殊な装置を使っておりますので、こういった形の中でこれを維持していくことも利便性を図る上では必要かというふうに思います。

一方で、用地等のことも含めて、今後どうしていくかということは大きな課題でありますので、しっかりと検討した上で、またお話をしていきたいというふうに思っております。庁舎を建て直す場合、よそに出ていくという場合には、やはり議決条項、議会の全体の3分の2の同意を必要とするというような非常に重い決議も必要になってまいります。そういったことを踏まえた中で、今後の展開というものを、やはり議会、それから住民の方にも説明をする中で理解を得ながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

副議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 子育て日本一を目指してという題で質問をしたいと思います。

少子化が急激に進む日本にとって、子育てのしやすい環境を整えることが社会の活力維持に不可欠であります。他所の市町村では保育園の数が足りずに、働きたい女性が育児にとられ、会社をやめる羽目に陥る人が多い現状であります。近年、大企業も育児休暇や短時間就業制度の拡充が進んでいます。出産・育児と両立可能で、かつ生産性を保てる雇用や社会的保護の新しいあり方を考えることが必要です。例えば、転職や再就職の際に企業を超えて職業経験が評価される仕組みをつくることも必要です。



垂井町においても、保育園及びこども園に入園するとき、育児休業中に集団生活を体験させたい、下の子に手がかかるなどの理由では入園できないことになっています。我が垂井町でも核家族化が進んでおります。男にとっては、子守は90%の人が大体できない、そういう事情があります。また若いお母さんにとっても、乳幼児を抱えて1歳から3歳未満の子供を一日中面倒見ることについても、つらいものがあります。若い人たちに垂井町に住んでもらいたいと思うなら、育児休業中、集団生活を体験させたい、下の子に手がかかるなどの理由で入園できない条項を撤廃してはどうかというふうに考えておりますが、それは来年ぐらいからそういうことで保育園に入園させてはいかがかと、そういうふうに思っておりますが、答弁よろしく願います。

次に、安定ヨウ素剤の配布をという題であります。

福井県にある原子力発電所が他国からのミサイル攻撃、これについては、自衛隊は迎撃ミサイルを配備してあるとか、そういうことは各発電所の近所にはありません。またテロ攻撃中に暴発するとか、地震で放射能が漏れた場合、垂井町には23分で放射能が届いてきます。岐阜県も安定ヨウ素剤を購入されましたが、どのように配布し、運用されるかが明確になっておりません。

そこで、垂井町でも40歳以下の人に安定ヨウ素剤を配布したらどうかと考えております。薬事法では、薬局開設者、または医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ業として医薬品を販売し、授与し、また販売もしくは授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列してはならないと定められています。地方公共団体にも適用されると考えられますが、現に東海村、愛媛県、新潟県柏崎市の市役所等では備蓄が行われております。

安定ヨウ素剤は、ヨウ化カリウム丸ということで1錠9円から5円、6円の値段であります。13歳以上40歳未満の方には錠剤を2錠飲ませればよしいと。それから7歳未満の幼児にはヨウ化カリウムを単シロップに溶解したシロップ剤、普通、ブラックベリー風味の30ミリサイズの液剤添付のスポイトは1ミリリットル、生後1カ月未満の乳幼児については0.25ミリリットル、4分の1スポイトを飲ませると。1カ月以上3歳未満は0.5ミリリットル、2分の1スポイトを飲ませる。それから3歳以上12歳未満は1ミリリットル、12歳以上は2ミリリットルを服用させると。1瓶が大体15人分から120人分入っております。40歳以上の方は放射性ヨウ素によって甲状腺がんの発生率が増加しないとされているため、服用する必要はないというふうに言われております。

用法としては、放射性ヨウ素を吸入する直前、または直後に服用することが最も効果的で、6時間後ではほとんど効果がありません。また早く服用し過ぎても効果がありません。6時間以内に飲まないためですと。

それから運用については、私は保健センターに保管し、管理し、万が一事故が起きた場合には、24時間態勢で飲ませるようにしたらどうかと。それから在庫の方法につきましては、室温、遮光した容器に保管、開封後は湿気を避ける。使用期限は3年ごとに更新をしなければなりません。

せん。鍵のかかる場所で厳重な保管・管理、資格のある管理責任者の指定、在庫管理、出し入れ管理台帳をつくっておくと。

それから予防剤としては、ヒトが放射性ヨウ素を吸入し身体に取り込むと、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射線の内部被曝による甲状腺がん等を発生させる可能性があります。これに対して安定ヨウ素剤を予防的に服用すると、安定ヨウ素剤が甲状腺に過剰に貯留され、これが2日程度継続するため、この期間に放射性ヨウ素を吸入しても甲状腺に堆積されず体外に排せつされるので、放射線障害を最小限度に抑えることができます。

そこで町長にお尋ねします。

安定ヨウ素剤の備蓄を垂井町でも支給したらどうかと考えますが、その考えがありますかどうかをお聞きいたします。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 吉野議員の1点目の保育園、こども園への育児休業中の入園についての御質問についてお答えをさせていただきます。

保育園、こども園、保育園部でございますが、つきましては、保護者の就労や病気などのため、家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とした施設でございます。また、児童福祉法第39条では、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児の保育を行うことを目的とする施設と規定されております。

議員御指摘の育児休業中の保護者の方につきましては、家庭で保育のできる状況であれば、原則入園の要件には該当いたしておりません。このような保育に欠けない子については、必要に応じて一時保育事業や子育てサポート事業の御利用を御案内しておるところでございます。

また、保護者の方が育児休業することになった場合、育児休業開始前に既に保育所へ入園している兄弟がいるときの継続入園の取り扱いについてでございますが、本来はさきに説明をさせていただいたとおり、育児休業は保育園の入所要件を満たさないため、退園となります。

一方、平成14年2月22日付で厚生労働省の育児休業に伴う入所の取り扱いについての通知によりまして、次年度に小学校へ就学を控えているなど、入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、また当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される場合には、地域における保育の実情を踏まえて継続入所の取り扱いとして差し支えないものとされたところでございます。

町では、この通知に基づきまして、既に入園している園児の保護者の方が育児休業を取得された場合には、子供の発達等を踏まえ、入園している園児の年齢が既に3歳に到達している場合のみ、継続して入所することができる取り扱いとさせていただいております。

今後も保育所、保育園、こども園の入園に関しましては、全ての子供と子育て家庭に対しまして公平な状況を保ちながら適切な保育の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。なお、保育制度につきましては、平成24年8月10日に可決をされま

した「子ども・子育て支援法」等に基づき、国におきまして保育制度の見直しが検討されているところでございますので、その検討を注視してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私からは、2点目のヨウ素剤の配布につきましてお答えをしたいと思います。

現在、安定ヨウ素剤の事前配布につきましては、原子力施設から半径5キロ以内の、いわゆる予防的防護措置を準備する区域、俗にPAZと言われておりますが、その区域内において実施すると。去る2月の原子力災害対策指針の改正におきまして規定されたところでございますが、このPAZ圏外の区域につきましては、いまだ方針が明記されておらず、周辺自治体の対応にも異なるといった状況となっておりますのでございます。

安定ヨウ素剤は、先ほど来、吉野議員からも御指摘がございますとおり、薬事法で劇薬に指定されており、また医師の処方箋に従って調剤することにより服用が可能になるものでございます。災害時は医療従事者の問診や、あるいは現場立ち会いのもとで投与する必要があります。しかも嘔吐や下痢などの副作用もございまして、アレルギーのある人はショック死する可能性もあるとされておるところでございます。

非常事態が発生した場合に、国の判断によりまして服用指示を行うとされておりますが、ヨウ素剤の事前配布や服用の手順方法などについては今後の検討課題とされ、国の指針にも明記されていない状況下でございます。

また、さきの原子力災害のように放射性物質が大気中に放出された場合に、放射性ヨウ素が浮遊する微粒子として含んだ空気の一団、プルームと言われておるものでございますが、このプルームの拡散方向がどこに向かうのかわからない状況下の中で国の判断で安定ヨウ素剤を服用する必要がございまして、それを指示、あるいは判断するタイミングというのは、実に難しいといった事情がございます。

そこで、垂井町といたしましては、日本原電の敦賀原発から約60キロに位置し、国の定める予防的防護措置を準備する区域（PAZ）よりもかなりの距離があること。そしてまた、安定ヨウ素剤の取り扱いの難しさ等を考慮いたしまして、事前配布は行わないとしたところでございます。

そこで事前配布まではいかないまでも、垂井町独自で備蓄してはどうかといったこととなりますが、お隣の揖斐川町やら大野町、池田町におきましては、御存じのとおり平成25年度の当初予算で購入費を計上されておるところでございます。

市町村がヨウ素剤を備蓄するためには、薬事法の遵守はもちろんのこと、処方に当たっては医療従事者の立ち会い、そしてまたその責任問題など、全て市町村で自己完結する必要がござ

います。

こうした中、岐阜県では、西濃地区と岐阜地区で25万人分の安定ヨウ素剤備蓄の方針を既に決定されておりまして、現在西濃保健所と揖斐センターにおきまして、垂井町を含む9万4,000人分が配備されておるところでございます。災害発生時には、県が医療救護班を現地派遣する際に薬を持って現地入りするなど、来るこの3月23日には、県の原子力防災訓練において実際に安定ヨウ素剤の調合訓練などが計画されておるところでもございます。

原子力災害が起きるような場合は、さきの震災のように大規模な災害が複合的に発生することが予想されるため、現地対策本部を預かる町といたしましては、住民の避難状況や支援ニーズといった情報をいち早く国、あるいは県、各種機関に要請する役目など、現地対応を最優先に態勢を整えてまいりたいと、そのように考えております。

安定ヨウ素剤の取り扱いにつきましては、指針の再改定も含めて専門的機関の支援、あるいは指導を受けながらその対応を講じていく所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 質問をさせていただきたいと思っております。

育児休暇中の乳幼児は1歳から3歳未満の子には使わないという話なんです、垂井町はその範囲を少し緩めてやった場合、厚生労働省からそういうペナルティーは何か町に課せられることがありますか。

もう1つ、町民のニーズにのっとって受けていただきたいという要望がたくさんあると思いますが、厚生労働省に対して、垂井町からそういう要綱を緩めてくれという打診は何回されましたか。

また、打診されてどういう答えが返ってきたのか、そういうことがわかればお知らせしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

厚生労働省からのペナルティーがあるのかというような御質問だと思っておりますが、入園の取り扱いにつきましては、当然県の子ども家庭課と協議を進めております。先ほども言いましたように、厚生労働省から育児休業中における入所の取り扱いについても協議をかけております。

その中で、やはり就学前の、次年度に小学校へ就学を控えているなどというような要件のほか、うちの場合につきましては、当該児童の発達上の環境の変化が好ましくないと主張される場合ということで、多少なりとも拡大をしながら何とか子育て支援のほうに協力をしていきたいということで、多少なりとも拡大のほうで処置をとらせていただいております。

ますし、厚生労働省に対する要望、要綱の変更等につきましては、県を通してそういった実情等は訴えておりますけれども、やはり国で決まっておりますこういった保育にかける児童についての良質な保育を提供するための施設ということで規定をされておりますので、この取り扱いのとおりとさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、桜並木についてお尋ねをいたします。

相川水辺公園の満開の桜と元気に泳ぐこいのぼりは垂井町を代表する景観であり、桜の名所にもなっております。また、私たち住民にとっては、またとない憩いの場で、散歩をしたり、軽スポーツやレクリエーションを楽しんだりする人々で一年中にぎわっております。両岸の桜並木は、春には見事な花を咲かせ、初夏には爽やかな新緑、夏には涼しい木陰を提供してくれます。

今年度、左岸堤防道路に沿った並木は、大型車両の通行への配慮から大規模な剪定が行われ、70年を経ていると言われる老木も目立ち、中には幹の朽ちた古木もちらほら見受けられます。今後、桜並木の世代交代が必要になると考えますが、河川整備や公園整備の中でどのような計画になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目、マンホールトイレについてお尋ねをいたします。

マンホールトイレは災害用応急トイレのことで、災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校や公共施設の敷地内などに設置されます。大地震などの災害時は、水道が断水してしまうと一般の水洗トイレは使用できません。

そこで、下水道に直接つながる排水管の上に専用のマンホールを設置しておいて、災害時は、その上に仮設の便器を置いて使用し、汚物は直接下水管に排せつされます。上流には給水ますを設けて一定時間ごとに水を流し、下水道本管まで流す必要があります。そのため、防火用貯水槽や手押しポンプ付きの井戸なども併設される場合があります。

東日本大震災では、避難所でお年寄りが用を足すのが不便で、水分を取るのを控えた結果、脱水症状になるなど、災害時には食料や飲み水と並んでトイレの問題は非常に深刻な問題となります。垂井町でも公共下水道や公園の整備にあわせて、マンホールトイレを設置するとよいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

3つ目に、町有バスの利用についてお尋ねをいたします。

垂井町では、現在、公用車として2台、地域循環バスとして2台、合計4台のバスを所有しておりますが、休日などにはほとんど使用されていないと聞いております。これらの車両を有効に活用して住民サービスができないでしょうか。

中学校の部活動で東海大会や全国大会に出場するときに使いたいといった要望もお聞きして

いますが、一定の基準や規定を設けて利用できるようにならないでしょうか。

以上3点、御答弁をお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 安田議員の御質問の1点目、桜並木について答弁させていただきます。

相川河川区域内においては、自然と景観を生かした河川整備といたしまして、河川管理者である岐阜県から占用許可を受け、水辺公園整備や河川空間整備を推進してまいったところがございます。水辺公園整備においては昭和56年から、高水敷の遊歩道、花壇、散策路、坂路、パターゴルフやバスケットコートなどの整備を行ってまいりました。現在は、さらに下流に向かって芝張り、園路舗装などの河川空間整備に取り組んでおります。いずれも河川管理者との協議に基づき、許可を得て施工いたしております。議員お尋ねの桜並木整備でございますが、河川区域内では、河川協議が困難でございますので、現在、計画はございません。

一方、相川児童公園においては、現在およそ40本の桜があり、議員御指摘のように一部が枯死、あるいはてんぐ巣病に侵されたものが見受けられます。そのため、利用者の安全確保のため、古木の伐採や枯れ枝除去など、事故防止に努めておるところでございます。

平成25年度から利用者の声を生かした公園づくりを目指しまして、相川児童公園改修を順次行ってまいる計画をいたしておりますことから、その公園整備の中で必要に応じた樹木の植栽について、これは十分検討し、町民の憩いの場となる公園づくりを進めてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私のほうからは、初めに2点目の災害時応急トイレとしてのマンホールトイレの設置についてお答えしたいと思います。

災害が発生し、住民が避難を余儀なくされる場合に、避難先のトイレ機能の確保は議員もおっしゃっていますとおり被災者の健康にかかわることであり、災害時のトイレ確保は大変重要な問題・課題であると認識いたしております。

現行、垂井町の地域防災計画におきましては、避難所においては、施設にございます既設のトイレを使用するほか、仮設トイレを設置することとしておりまして、また災害時に既設トイレが使用不能となった場合のために、平成23年から簡易トイレ及びテントなどを備蓄しておるところでございます。

そこで、議員御提言のマンホールトイレは、災害発生時における公衆衛生の観点からし尿処理の必要もなく、避難所の防災機能向上に大変有効・重要であると考えております。今後、各避難所施設の浄化槽のあり方を含めて、町防災計画の中で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、続きまして3点目の町有バスの件でございますが、町有バスを休日などのあいているときに公用以外に住民に利用させてはという御質問でございます。

現在、企画調整課におきましては、巡回バスすこやか1号、2号を運行しておりますが、議員御指摘のとおり休日は運行いたしておりません。この巡回バス事業は、御存じのとおり地域の足を確保するコミュニティバスとして今日まで定まった時間、あるいは定まった路線の運行を民間会社に委託し、運行しているところでございます。契約では、自動車の運転手や代替要員の人件費、それから事故の際の補償費、また修理費、自動車の任意保険料及び燃料費等々、その他附帯業務に関する全ての費用をもって垂井町と契約をしておるところでございます。

御提言の中学校の部活動などで利用いただくには、この弁償方法、あるいは運転手の確保など、各種の課題を解決する必要があると思っております。仮に、万が一交通事故などが発生いたしまして、かわりの車両確保ができないために、翌日からのすこやかバス運行の中止という事態も発生する可能性がないわけではございません。あくまで目的外用途となりますと、事故をされて被害に遭われた方への補償など、所管課といたしましても、それを想定した体制をしいているわけではございませんので、利用者団体に金銭的なことも含めて対応をお願いすることになるかと考えております。

したがって、巡回バスの本来の使用目的に影響を及ぼすことや利用団体の皆さんの事故のリスクなどを総合的に考えましても、他の目的での御利用は大変難しいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 安田議員の町有バスの利用についての中で、中学校の部活動で東海大会や全国大会に出場するときに利用できないかとの御質問にお答えをいたします。

今年度の東海中学校総合体育大会は静岡県内で開催され、不破中学校のバドミントン部男子やバレーボール部女子、また北中学校の水泳部など、総勢31人の生徒が参加いたしました。また、千葉県船橋市で開催されました全国中学校バドミントン大会に不破中学校のバドミントン部男子が参加をしております。

これらの大会の出場に当たりましては、生徒と引率者の交通費、宿泊費、参加費について全額補助をしているところでございます。会場までの移動手段につきましては、万が一の交通事故等に備え、また生徒等の安全面を考慮する中で公共交通機関を利用する方法をとっておりますので、今後とも引き続きこうした方法により実施していきたいと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 安田議員の御質問のマイクロバスの利用について、私のほうからも少し答弁させていただきます。

我々行政マンでございますが、施設とか設備、備品等、法令等に基づきまして適切に管理する責務があるわけでございます。もとより垂井町が保有しておりますマイクロバス、総務課の保有しておりますマイクロバスにつきましては、垂井町マイクロバス管理運用規定、それから今、企画調整課長が答弁いたしました巡回バスにつきましては、垂井町巡回バス運行事業実施要綱に基づいて、それぞれ管理をしておるところでございます。

安田議員のいろいろの活動に利用できないかという御質問でございますが、この垂井町のマイクロバスの管理運用規定、私どもで所管している部分でございますけれども、あくまでも公共性、それから公益性があるものに限って運行をしておるところでございます。その中にもいろいろの運転手の問題とか、それから保険という問題が一番大きな問題というふうに認識しております。

といいますのは、このマイクロバス管理運用規定で運行しますマイクロバスにつきましては、財団法人の全国自治協会の所管します保険に加入してある、いわゆる公用車につきましては、全てそちらの保険でもって損害賠償、あるいはいろんな事故の場合、対応させていただいてあるわけでございますが、じゃあ、その公共性、公益性という部分についてどういったところで判断するのかというところでございますが、これらにつきましては、行政側のほうでこれは公共性があるからということでは認めていただけないのが実態でございます。いわゆる、この全国自治協会のほうでこういった事業については公共性を担保できるということから認めてもいいというような見解がなされてあるわけでございますが、安田議員御指摘の部活動等につきましては、一応この保険の対象外と、公益性に欠けるということで判断がなされておりました、そういったことで、今私のほう、このマイクロバス管理運用規定に基づいて運用しているところでございますので、そういった保険という大きな側面がございます。一旦それを安田議員がおっしゃるようにルールをもってやればいいのかやということでございますけれども、簡単にそのルールをつくるということが本当にいいのかどうか、後々私のほうで安易にそれを許可してしまって大きな事故が発生した場合に、当然迷惑となるのが、同乗されておる方とか、運転されておる方に被害が及んでくるということもありますので、そこらあたりにつきましては、冒頭申しましたように、私の管理規定等設けまして、しっかりと適切に管理をさせていただいておるということで御理解いただきたいと存じます。

議長（広瀬文典君） 13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 議長の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。特定非営利活動法人「Let'sたるい」設立についてお尋ねをいたしたいと思っております。

平成15年度に、「たるいチャレンジクラブLet's」として設立されて平成24年度まで10年間活動されてきました、この「たるいチャレンジクラブ」が、このたびNPO法人「Let'sたるい」として法人格を取られて活動されるわけでございます。法人設立のためには、正会員10名以上の人が必要であるということですが、NPO法人Let'sたるいの定款によりますと、



入会金は1万円と年会費3,000円を納めれば正会員になれるということであり、聞きますと、この正会員は14名で設立をしておられるということでございます。

その中の7名が役員になっておられまして、7名中5人が生涯学習課に携わった方でありまして、その5名の中の3名の方が現職の職員であられるということでございます。地方公務員でも無報酬であれば役員になれるというふうにあるわけでありましてけれども、私はモラル的にどうかと思うわけですが、いかがでしょうか。

それから、NPO法人Let'sたるいが平成25年2月22日に成立して、今現在は、たるいチャレンジクラブLet'sとNPO法人Let'sたるいと2団体があるわけでありまして、たるいチャレンジクラブLet'sは、いつ解散されるのか、そのままいかれるかをお尋ねしたいと思います。議長（広瀬文典君） 教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君。

〔教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

教育次長兼生涯学習課長（多賀清隆君） 衣斐議員の1点目の質問の法人格を取られて出発されるNPO法人Let'sたるいの設立の役員に現職の職員が入っているにつきまして、お答えをさせていただきます。

生涯学習課において、総合型地域スポーツクラブを垂井町に設立させることを目的として、平成15年度において、総合型地域スポーツクラブとしてたるいチャレンジクラブLet'sが立ち上げられました。たるいチャレンジクラブLet'sの誕生から歴代の生涯学習課の職員につきましては、たるいチャレンジクラブLet'sの役員としてかかわってきました経緯があります。それぞれの立場でたるいチャレンジクラブLet'sの育成、並びに指導をしております。

そこで平成25年1月におきまして、総合型地域スポーツクラブ、たるいチャレンジクラブLet'sが、特定非営利活動法人Let'sたるいを目指して申請段階において生涯学習課職員及びOBが理事等の中に名を連ねていることに対しましては、県、文部科学省において確認をし、無報酬にて、また個人として夜間等の会議に出席をしておりますので、法的には問題がないということでございます。

しかしながら、行政指導側の立場でも、モラルの面からは補助金を出す側と受け入れる側が同一人物でよいのかという御指摘もあり、役員等の変更については、速やかに理事等の変更を申し出たところでございます。

また、御指摘の役員としての規定は定められておりません。今後はNPO法人化に伴い、この機会に一般の方々による自主自立の運営を目指す方向で指導をしてみたいと思っております。なお、このたびの理事等の就任につきましては、配慮がなく、関係者の皆様方に深くおわび申し上げます。

次に2点目の、NPO法人Let'sたるいが設立されたが、たるいチャレンジクラブLet'sは、今後どうなるかについてお答えをさせていただきます。

たるいチャレンジクラブLet'sは、平成15年4月に設立し、本年、満10年を迎えることになりました。今後、さらに本会の自立を図るため、NPO法人格を取得することで、総合型地域

スポーツクラブは組織として権利義務の主体となることが可能となります。また、事業内容や会計の透明化など、一層の信頼を得られることなどを目指し、平成24年4月18日の定期総会において、事業計画にてNPO法人化に向けての提案説明が行われ、準備活動を行うことに対しまして承認がなされたところでございます。

平成24年12月1日の運営委員会にて特定非営利活動法人化への具体的説明が行われ、法人化への手続の承認が得られました。内容につきましては、特定非営利活動法人Let'sたるい移行手続の承認と当年度の活動資金として平成24年度活動計画費に5万円の寄附の承認がなされたところでございます。平成24年12月6日には、特定非営利活動法人Let'sたるいへ向けての設立総会が開催され、設立への趣旨、定款、設立当初の財産、平成24年度及び平成25年度の事業計画及び予算、役員等の構成、入会費及び会費など、12項目の審議が行われ、承認がなされたところでございます。

以降、設立に向けて所管する県へ環境生活課とぎふNPOセンターと協議を重ね、平成25年2月22日に県の認証を受け、同日付で法人登記がなされ、現在に至っております。

現在、たるいチャレンジクラブLet'sと特定非営利活動法人Let'sたるいの2つの「Let's」が存在している状況であります。しかしながら、3月31日までは、たるいチャレンジクラブLet'sのみが活動している状況であります。3月31日をもって会計などの決算を行い、24年度までの事業の継承、資産等、全ての財産を特定非営利活動法人Let'sたるいへ引き渡すための解散総会を開催し、承認後、特定非営利活動法人Let'sたるいとしての総会を速やかに開催し、移行するものでございます。また、平成25年度以降につきましては、事業補助金として対象事業の精査を行い、適正な執行を指導していきます。また、今後の自己財源の確保のため、広く募集を行い、正会員の増員等に努めるよう助言をしまいたいと思っております。以上、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。私のほうからは、2点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

まず第1点目でございますが、垂井町文化会館の館長の専任化についてお尋ねをいたします。

皆さん、御承知のとおり垂井町表佐出身の朝井リョウさんが戦後最年少、そして平成生まれ作家として、初めて「何者」で今年度の直木賞を受賞されたことは、垂井町にとって大変名誉なことでもあります。また、町民栄誉賞の条例制定についても今議会で上程をされ、現在審議中となっております。

については、今回の受賞に至る本に親しむという家庭環境や教育環境のよさが一つの大きな鍵となったと考えます。幼少期におけるお母さんの本の読み聞かせや本人の読書好きなど、よい本との出会いや、よい指導者との出会いが今回の受賞に至ったと考えられます。

このことは、少なからずタルイピアセンターがこれまで行ってきた新刊案内の広報たるいへ

の掲載、館内や各小学校での本の読み聞かせ、ブックリサイクル、読書サークルや読み開かせの会などのボランティアの方々の努力、それらの団体育成、バランスのとれた図書の選定など、行政の財政的支援があったからだと思っております。それを支えてきたのが、タリイピアセンター館長を初めとした職員の努力も見逃すことができません。これは、これまで専任館長を設置し鋭意努力してきた結果と言えるのではないのでしょうか。

では、芸術・文化活動を支援・発信する文化会館はいかがでしょうか。現在の館長は兼務状態となっております。中川町長がいつもおっしゃっておられる「思いやりのある心豊かな人を育てる」、このことは芸術や文化に触れること、また親しむことが重要であり、こうした機会を提供することが人間形成に大きく寄与することは言うに及びません。この中心的な役割を担う存在である文化会館に専任館長がおられないことが不思議でなりません。

ここで、来年度には文化会館の改修に伴う設計委託料が予算化されております。これはなおさらのことです。

そこで、垂井町芸術文化協会の会長である中川町長に、芸術文化の振興に対する考え方と文化会館館長の専任化について、どのようなお考えを持っておられるのかをお伺いいたします。なお、財政上、正規職員の配置が無理であるのならば、経験を有した嘱託職員を充てられることも視野に入れてお答えいただきたいと思っております。

続きまして2点目、垂井町の観光施策についてであります。

平成22年度に中山道垂井宿は商工会青年部、垂井宿の歴史と文化を守る会、街角案内の会、サイクリング協会など、多くの方々の努力によって岐阜の宝もの「じまんの原石」として認定を受けております。翌23年度には、これらの団体を中心とした「垂井宿にぎわい推進協議会」が県の補助金によってさまざまな事業を展開してまいりました。しかし、本24年度においては、県の補助金が打ち切れまして、中山道沿いで拠点としている「たるい庵」だけがオープンをしているという状況になっております。

その一方で、垂井一里塚では地元有志の方々を中心に熱心に活動され、中山道でも貴重な一里塚として懸命に盛り上げておられます。そのような中で、今年度、岐阜の宝ものとして県内中山道17宿全てが認定され、我が垂井宿も格上げというような状態になりました。来年度に予定をされております一里塚の石垣の整備を含め、今後の展開に期待をしたいところであります。

さて、これを受けてであろうと思っておりますが、平成25年度新年度予算に目を向けてみますと、中山道垂井宿再生整備基本構想策定委託料や、先ほども御案内がありました、観光案内所貸借料が新たに予算化をされております。ようやく中川町長も重い腰を上げ、我が町の観光事業に積極的に乗り出す気になっていただいたことを大変うれしく思っております。

そこで、基本構想策定について、まさかコンサルに丸投げなどとは考えておられないとは思いますが、これまでのように公募、また各種団体代表などで構成をされる策定委員会において、ワークショップの開催とコンサルが策定した案を提示し、承認するだけの形骸化した手法はとらないでいただきたいというふうに思っております。誰が、どのような方法で行うのか、また

その中心的な役割はどこが担うのかをお尋ねいたします。

また、4月から開設をされると思いますけれども、観光案内所については、どこでというのは駅前という発言が先ほど町長からありましたけれども、誰がどのように運営をするのかを産業課長にお尋ねをいたします。

ここで私の意見を少しだけ申し上げさせていただきますが、少し長い目で垂井町の観光を考えたとき、本年度が再スタートとなる今年度以降の5年間ぐらいをめぐりにしっかりと腰を据え、先ほどの基本構想を取り込んだ形で町全体の観光のビジョンづくりに傾注をし、基盤となり得る組織や事業体系をつくり上げることが肝要かと思っております。そのためには、新たな拠点となる観光案内所に事務局を置くことを御提案申し上げます。

これまでのように、各種団体やボランティアに頼るだけでは他市町との連携には進展せず、町内の各種団体の連携だけにとどまってしまう。岐阜県が推奨するように、観光は広域連携が必至となってきた今こそ、垂井町の観光が観光協会を中心に一つにまとめ上げるチャンスだと思います。いわゆる扇のかなめとして観光協会長を中心とした事務局を設置し、町内の各種団体を引き受け、今後の広域化する観光にもしっかりと対応することが可能となるよう指導していく体制づくりを行わなければなりません。その事務局員は、当然のことながら有償で、できれば嘱託職員として常勤でき、これまでに何らかの経験のある方が望ましいと考えております。人的配置については25年度の予算化はされておられませんけれども、4月から観光案内所が開設されるのをきっかけに、できれば年度当初から配置されることを希望いたします。

観光行政に対する今後の展望についてどのように考えておられるのか、中川町長にお伺いいたします。

議長（広瀬文典君） 教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君。

〔教育次長兼生涯学習課長 多賀清隆君登壇〕

教育次長兼生涯学習課長（多賀清隆君） 藤壇議員の御質問の町文化会館の職員配置についてお答えをさせていただきます。

心豊かな活力ある社会の実現を目指すために、創造活動や伝統芸能、文化、芸術活動への参加意欲を高め、生涯学習の機会と生きがいを見つけることが重要であると考えております。文化会館を拠点とした芸術文化活動団体は、現在51団体があります。会員の皆さんは、日々生活の中で学ぶ機会を得て活動し、自身の生きがいへつなげていっておられます。文化会館は、各種団体や地域で練習された成果の発表、また集大成の披露の場として広く町民に御利用いただくための文化施設であります。

文化会館は、従来より職員4人体制で運営をしてまいりました。23年度、24年度につきましては、館長が生涯学習課長や主幹が兼務しておりますが、体制としましては係長を初め、正規職員及び臨時職員2人の従来と同様に4人体制をとっております。

他市町の文化施設では、大垣市や大野町は指定管理となっております。また隣の関ヶ原町ふれあいセンターにおきましては学校教育課長が、養老町民会館では中央公民館長が、海津市文

化会館は生涯学習課長が、神戸町図書館中央公民館は生涯学習課長がそれぞれ兼務をしております。その他県内の多くの市町でも担当課長が兼務している現状があります。

文化会館館長が専任であっても兼任であっても、会館に勤務する職員が文化会館の使命を理解し、文化芸術活動や交流の拠点として運営に努めることが必要であると考えています。

以上、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤壇議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の中山道垂井宿再生整備基本構想策定についての御質問でございますけれども、垂井宿は中山道の宿駅であり、同時に美濃路の起点でもあり、交通の要所として大いに繁栄をいたしました。今でも、旅籠長浜屋、亀丸屋など、歴史的建造物が多く残っております。また、5月には垂井曳軸まつり、9月には垂井宿まつりが開催され、多くの観光客を集めております。

そこで、中山道垂井宿をさらに魅力的な観光資源として活用することを目的として再生整備基本構想策定計画をいたしました。構想策定に当たっては、計画段階から地域住民等とともにワークショップを開催し、さまざまな意見を集約できるよう実現したいと考えております。また庁舎内において、観光、文化財、都市計画の関係課である産業課、生涯学習課、建設課など、関係各課で構成をする検討委員会を設置し、方向性を確認してまいりたいと考えております。この事業の推進は、そこに住まわれる住民の方々の御理解、御協力が不可欠でありますし、御参加いただくことにより、地域への愛着、事業に対する理解が深まるものと認識しております。

今回の業務は、まちづくりの専門家であるコンサルタント会社に委託する予定ではございますが、行政と地域住民が一体となって事業を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

2点目でございます。

垂井町観光案内所の運営方法についての御質問でございますが、垂井町観光案内所につきましては、平成19年11月、垂井駅西広場にユニットハウスを設置して開設をいたしました。観光協会と協会員であります垂井町観光サイクリング協会、垂井町街角案内の会、垂井町の歴史と文化を守る会の3団体が運営に関する協定を結びまして、土曜日、日曜日、祭日の10時から2時まで開所し、年間約1,000人、これまで延べ約6,600人の観光客をおもてなししていただいております。

昨年3月、垂井駅北口にあります名阪近鉄旅行株式会社垂井旅行センターが休業されまして、現在その建物は有効に活用されておられません。当該垂井駅北口の正面に位置し、観光拠点として好立地の場所でありまして、名阪近鉄との協議も調っておりますので、ことしの4月に契約締結をし、観光案内所として活用していきたいと考えております。

運営につきましては、引き続き町と観光協会が協定を締結し、開所日数だとか時間、現在よりもふやすとともに、今後、垂井町の特産品などの販売、簡単なイベントコーナーを設けまし

て、これまで以上のサービスに努め、観光客のおもてなしをしていきたいと考えております。

議員の言われる観光協会事務局を設置し、人員を配置する御提案につきましてですが、現在垂井町観光協会は産業課内に事務所を設置し、産業課の職員が事務等を行っております。ここ数年は一般会員の方の増加があります。今後は、その一般会員の皆様の協力をいただきながら、規約の改正も含めて観光協会が活動していける体制づくり等、運営方法の検討も行いながら考えてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 1点目のことですけれども、これまでやはり自主事業が停滞してきた文化会館において、自主事業というのがなかなか行われてこなかったというところが、僕は問題があるかなというふうに思っております。この自主事業をしっかりと展開していただくためにも、先ほど言ったように専任の館長がおったほうがいいんじゃないかなという意味でも御提案をさせていただいたというふうに思っております。この点について、再度、自主事業を今後どうしていくんやということをお答えいただきたい、そのように思っております。

観光施策についてでございますけれども、今、産業課長から御答弁いただきました。観光協会員の一般の会員の方というふうにおっしゃいましたけれども、ほとんど素人の方でございます。今まで観光行政に携わった方ばかりではありませんので、その方々が、しょせんボランティアの域を出ることのない中で活動されたとしても、やはり大きな展開、今後の垂井町が担っていく観光に対する大きな足がかりとなるようなことにはなっていないんじゃないかなというふうに考えております。

販売等も行っていきたいという考えがあります。これも、1つには、やはり事業者がついてきてもらわなければならないというふうに思います。今年度、垂井ブランドに認定をされた業者さんもたくさんおられます。なかなか有効に活用されておられないような様子も見受けられますので、その点についても、しっかりとした事務局体制がないがために、そうしたところに商品を提供できないというようなジレンマもあるような感じがしてなりません。その点について、どう思われているのか、これはやはり町長にしっかりと答えていただかなければならないことじゃないかなというふうに思っておりますので、今後の展開を踏まえ、町長の観光施策に対する基本的な考え方、また観光案内所の本当の運営の仕方について、町長の思いをお聞かせいただけたらというふうに思いますので、御答弁よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、文化会館の自主事業に関しましては、先ほど担当生涯学習課長が申しましたように、専任であろうと兼任であろうと、やはりその事業をどう行っていくか、それをどう取り組むかという姿勢が大事かということをおもいます。そういった中での展開をこれからもしっかり考え

ていかなければいけないというふうに思います。

自主事業が寂しいという部分については、やはり検討の課題があるというふうに思いますが、より多くの方に参加していただけるような形、今回、ファミリー映画を企画いたしましたして、朝井リョウさんのデビュー作「桐島、部活やめるってよ」というのが映画化されたやつをやったところ、瞬く間に整理券がなくなってしまったというような、一部そういったニーズというものもしっかり捉えながら今後も展開をしていく必要があると思います。また御意見があれば、ぜひ積極的に捉えながら一緒に考えていけたらというふうに思います。

観光につきましては、非常に大きな問題というふうに思います。担当課のほうからるるいろいろな思いというのを説明したかというふうに思いますが、観光そのものに対して、先ほど午前中にも御質問があって答弁をさせていただいたように、やはり観光を担っていくのは、やはり地域住民の方の大きな力が必要であるということだと思えます。観光資源、歴史的建造物、文化財、たくさんある中で、それをいかに認識し、いかに活用していくかというのは、やはりそこに住まわれる方、地域住民の方がどうかかわっていくかということが大変大きな課題であるという認識をしております。そういったものをいかに引っ張り上げていくかというのも行政の課題の一つかというふうに思います。

一方で観光につきましては、先ほど、事務局が産業課にあるというお話をさせていただきましたけれども、長らく観光というのは行政が引っ張ってきたという思いですうっと今まで来たのではないかなということを振り返って反省するところがあります。観光協会、今回早瀬会長にかわりましたけれども、それまで町長が観光協会を務めるという中で、観光協会の会員、役員というのは、いろんな団体の利益代表者であって、観光を直接推進するというか、観光の恩恵を受ける方ばかりであったという形の流れも一つあったのではないかなと。今後、観光行政というものを考えたときには、観光協会、今、早瀬会長は大変苦労して新しい会員をふやしたり、組織の改編等を試みられておるところでございますけれども、こういったことをしっかりとサポートする中で、観光行政は行政が観光を担うのではなくて、観光協会が将来的には主体となって観光行政も含めて担っていけると、そういう体制というものをつくっていくことが必要かなあということも思います。

こちら辺は、まちづくり基本条例によります行政の責任というものもございまして、そういった部分をしっかりと発揮しながらということにはなりますけれども、受け手としての観光協会もしっかりと自立を図っていくということも大きな課題として、今後サポートしていかなければいけないと思います。事務局体制等につきましては、やはり今後の課題としてしっかりと検討していく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（広瀬文典君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時25分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

垂井町議会副議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 衣 斐 弘 修

会議録署名議員 江 上 聖 司